

小野市強靱化地域計画

～さらなる安全・安心なまちづくりに向けて～

令和7年3月

小 野 市

< 目 次 >

I はじめに

1 趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1

II 基本的考え方

1 強靱化を推進する上での基本方針	2
2 基本目標	2
3 事前に備えるべき目標	2
4 特に考慮すべき事項	2

III リスクに対する脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順	4
2 評価の結果	7

IV 強靱化に向けた推進方針

1 「起きてはならない最悪の事態」別推進方針	8
2 「横断的分野」別推進方針	20

V 計画の推進22

(別紙1) 脆弱性評価結果

(別紙2) 強靱化を推進する主な事業

I はじめに

1 趣旨

本市は、播磨平野のほぼ中央、加古川中流域に位置し、市域の西よりを、県下最大の流域をもつ加古川が北から南へ貫流し、その支流として、東条川、万勝寺川、山田川、桜谷川、前谷川、万願寺川などの河川が合流している。

また、本市の南部には、山崎断層帯南東部の一部を構成する三木断層が存在し、栗生町から檜山町の方角に西北西から東南東方角へ斜めに通っている。

そういった地理的状況を踏まえ、安全安心なまちづくりに取り組んできた。

しかし、本市でも平成30年7月の豪雨による河川水位の異常上昇が発生し、本市初となる避難指示を発令するなど、近年の異常気象による極地的な集中豪雨や台風の大規模化等による風水害の発生が懸念されている。

また、近い将来にマグニチュード8から9の南海トラフ巨大地震の発生が懸念され、本市においても5強以上の震度が想定されている。

国では、これらの大災害発生時にも十分な強靱性を発揮できるよう平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）及び平成26年6月に同法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が定められ、いかなる災害等が発生した場合においても、あらゆるリスクを見据え、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、最悪な事態に備える行政機能や地域社会、地域経済の確立を推進することが謳われている。

県では、こうした国の動向を踏まえ、阪神・淡路大震災の経験と教訓に基づくこれまでの取組を再点検する脆弱性の評価を実施するとともに、強靱化に向けた今後の推進方針と目標を定める「兵庫県強靱化計画」が平成28年1月に策定（令和2年3月改定）された。

本市としても、国及び県と一体となった取組を推進し、大規模災害が起こっても機能不全に陥らず、より強くしなやかな地域の構築を目指し、本市の強靱化に関する指針となるべきものとして「小野市強靱化計画」を策定し、「さらなる安全安心な生活」に向けて取組を推進する。

2 計画の位置づけ

基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定し、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針とする。

3 計画期間

令和7年度から概ね5年とする。

Ⅱ 基本的考え方

1 強靱化を推進する上での基本方針

本市では、大規模災害に対する備えを従来の「防災」の範囲を超え、総合的に行うこととした国土強靱化の理念を踏まえ、小野市の特性を生かし、自助・共助・公助の連携により誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを推進する。

こうしたことから、本市では、国の基本計画及び兵庫県強靱化計画との調和を保ちつつ、次のとおり3つの基本目標（目指すべき姿）と8つの事前に備えるべき目標を定め、強靱化を推進する。

2 基本目標

本市が強靱化を推進する上での基本目標として、

- ①人命の保護を最大限図ること
- ②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず迅速に復旧復興すること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること

の3つを掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

3 事前に備えるべき目標

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する。
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない。
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

4 特に考慮すべき事項

(1) 自助・共助・公助の連携による施策の推進

市民、地域、行政などが適切に連携・役割分担（自助・共助・公助）し、一体となつて安全安心なまちづくりへの取り組みを推進する。

(2) 「ハード事業」・「ソフト事業」の複合的な施策の推進

災害から市民の生命や財産を守り、市民の暮らしを支える重要なインフラの機能を維持するための「ハード事業」と防災教育などの「ソフト事業」を組み合わせ、より効果的に災害時の被害を最小化し、迅速な回復を図れるよう施策を推進する。

(3) 関係機関との連携による施策の推進

大災害発生時の重大性、緊急性、広域性の観点等を踏まえ、国、県、事業者などとの適切な連携・役割分担を行い、被害の最小化、迅速な復旧・復興体制構築を推進する。

Ⅲ リスクに対する脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

強靱化を図るため、想定するリスクに対し、現状の取組や施策における課題（脆弱性）を点検する。

（１）想定するリスク

本計画では、市民生活に大きな影響を及ぼすリスクとして、南海トラフ巨大地震、山崎断層などに加え、風水害による豪雨、土砂災害を想定する。

<参考>過去の地震災害及び風水害の発生状況

兵庫県どこかに震度５弱以上の揺れがあったと推定される地震

番 号	発 生 年 月 日	(推定) 規模 (M)	
1	599. 5. 28 (推 古 7. 4. 27)	7. 0	
2	701. 5. 12 (大 宝 1. 3. 26)	7. 0	
3	745. 6. 15 (天 平 17. 4. 27)	7. 9	
4	827. 8. 11 (天 長 4. 7. 12)	6. 5～7. 0	
○ 5	868. 8. 3 (貞 観 10. 7. 8)	7. 0 以上	播磨国地震
○ 6	887. 8. 26 (仁 和 3. 7. 30)	8. 0～8. 5	
7	938. 5. 22 (承平8 (天慶1) . 4. 15)	7. 0	
8	1096. 12. 17 (嘉保3 (永長1) . 11. 24)	8. 0～8. 5	
9	1361. 8. 3 (正 平 16. 6. 24)	8 _{1/4} ～8. 5	
10	1449. 5. 13 (文安6 (宝徳1) . 4. 12)	5 _{3/4} ～6. 5	
11	1498. 9. 20 (明 応 7. 8. 25)	8. 2～8. 4	
12	1510. 9. 21 (永 正 7. 8. 8)	6. 5～7. 0	
13	1579. 2. 25 (天 正 7. 1. 20)	6. 0±1/4	
14	1596. 9. 5 (文録5 (慶長1) . 7. 13)	7 _{1/2} ±1/4	
15	1662. 6. 16 (寛 文 2. 5. 1)	7 _{1/4} ～7. 6	
16	1707. 10. 28 (宝 永 4. 10. 4)	8. 4	宝永地震
17	1751. 3. 26 (寛延4 (宝暦1) . 2. 29)	5. 5～6. 0	
18	1854. 12. 23 (嘉永7 (安政1) . 11. 4)	8. 4	安政東海地震
19	1854. 12. 24 (嘉永7 (安政1) . 11. 5)	8. 4	安政南海地震
○ 20	1864. 3. 6 (文久4 (元治1) . 1. 28)	6 _{1/4}	
21	1891. 10. 28 (明治 24)	8. 0	濃尾地震
○ 22	1916. 11. 26 (大正 5)	6. 1	
○ 23	1925. 5. 23 (大正 14)	6. 8	北但馬地震
○ 24	1927. 3. 7 (昭和 2)	7. 3	北丹後地震
25	1927. 3. 12 (昭和 2)	5. 2	京都府沖
26	1946. 12. 21 (昭和 21)	8	南海地震
30	1963. 3. 27 (昭和 38)	6. 9	越前岬沖地震
◎ 32	1995. 1. 17 (平成 7)	7. 3	兵庫県南部地震
33	2000. 10. 6 (平成 12)	7. 3	鳥取県西部地震
○ 34	2013. 4. 13 (平成 25)	6. 3	淡路島付近を震源とする地震
35	2018. 6. 18 (平成 30)	6. 1	大阪府北部を震源とする地震

(注１) ○は県内のいずれかに震度６以上の揺れがあったと推定される地震

◎は県内のいずれかに震度７の揺れがあった地震

(注２) なお、『鎮増私聞記』によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

小野市に被害を与えた主な風水害の発生状況

発生年月日	災害の種類	被害 人 員	被 害 額	備 考
昭和 36 年 6 月 24 日 ～ 28 日	水 害	7,401	350,000 千円	災害救助法適用
昭和 38 年 6 月 3 日 ～ 4 日	水 害	720	30,000 千円	
昭和 40 年 9 月 10 日	風水害	24,356	1,677,000 千円	災害救助法適用
昭和 46 年 8 月 30 日 ～ 31 日	風水害	1	1,400 千円	
昭和 47 年 6 月 7 日 ～ 8 日	水 害	252	57,809 千円	
昭和 47 年 7 月 9 日 ～ 13 日	水 害		17,652 千円	
昭和 49 年 7 月 6 日 ～ 7 日	水 害	22		
昭和 49 年 9 月 8 日 ～ 9 日	水 害	238	170,010 千円	
昭和 51 年 9 月 8 日 ～ 13 日	水 害	982	907,484 千円	
昭和 58 年 9 月 28 日	水 害	1,827	1,339,690 千円	
平成 2 年 9 月 18 日 ～ 20 日	水 害	52	69,800 千円	
平成 3 年 9 月 27 日 ～ 28 日	風 害	443	33,070 千円	
平成 8 年 8 月 28 日	水 害	111	48,030 千円	
平成 16 年 10 月 20 日 ～ 21 日	水害（台風 23 号）	826	546,576 千円	災害救助法適用
平成 23 年 9 月 2 日 ～ 4 日	水 害	71	17,760 千円	
平成 23 年 9 月 19 日 ～ 21 日	水 害	6	3,880 千円	
平成 25 年 8 月 25 日	水 害	20	13,200 千円	大島橋橋脚破損
平成 25 年 9 月 4 日	水 害		2,000 千円	
平成 25 年 9 月 15 日 ～ 16 日	水害（台風 18 号）	110	23,500 千円	栗田橋橋脚破損
平成 30 年 7 月 5 日 ～ 7 日	水害	2		避難指示（緊急）発令

（２）起きてはならない最悪の事態の設定

8つの「事前に備えるべき目標」とともに、その妨げになるものとして25の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

（３）横断的分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」全般に係る横断的分野として、「リスクコミュニケーション」「人材育成」「官民連携」「老朽化対策」「播磨広域連携協議会との連携など広域応援機能の確保」の5分野を設定した。

（４）評価の実施手順

- ①起きてはならない最悪の事態を回避するための観点から、市が現在実施している施策を整理点検する。
- ②各施策の推進状況を踏まえ、最悪の事態を回避することが可能か分析する。
- ③最悪の事態の回避に向け、今後の施策の推進方向を検討する。
- ④施策の進捗状況を表す指標を設定する。

【基本目標、事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態】

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護を最大限図る II. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず迅速に復旧復興する III. 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する	1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
			1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
			1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
			1-4	土砂災害等による多数の死傷者の発生
	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
			2-2	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-3	医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災による医療機能の麻痺
			2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
			2-5	劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生
	3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
			4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
			4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	上水道等の長期間にわたる供給停止
			6-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-3	地域交通網等の交通インフラの長期間にわたる機能停止
			6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全
	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	密集市街地における火災被害の拡大
			7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
			7-3	ため池の決壊による浸水被害拡大
			7-4	農地・森林・公園施設等の被害による市域の荒廃
	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
			8-2	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
			8-3	仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

2 評価の結果（別紙１）

脆弱性評価結果の主なポイントは次のとおりである。

（１）インフラの防災対策整備をさらに推進すること

- 生活・社会基盤の耐震化
- 災害時の輸送を支える道路ネットワークの構築
- 治水対策・山地防災・土砂災害対策

（２）市民と行政の災害対応力を向上させること

- 関係機関の連携による救助・救急体制の整備
- 情報の収集、共有、発信力の強化
- ハザードマップ等の作成及び周知
- 避難体制の確保、訓練の実施
- 地域防災組織の充実
- 食料、燃料等の備蓄
- 災害対応の担い手となる人材の育成

（３）早期に復旧復興体制を整えること

- 災害廃棄物処理体制の確保
- 復旧・復興を担う人材の育成
- 災害ボランティア活動支援体制の確保
- 市域を越えた連携強化

Ⅳ 強靱化に向けた推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、以下の方針により施策を推進する。

1 「起きてはならない最悪の事態」別推進方針

(1) 直接死を最大限防ぐ

(1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

a. 住宅・建築物等の耐震化及び老朽化対策

- 住宅・建築物の耐震化を進めるため、専門家による耐震診断、耐震改修等への助成や意識啓発活動等の対策を推進する。【まちづくり課】
- 木造住宅密集地域等における防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用が図れるよう防災街区の整備を促進する。【まちづくり課】
- 老朽化した市営住宅の統廃合及び耐震化を進める。【まちづくり課】
- 老朽化が進む法人保育所・認定こども園について改修等の助成を行う。【子育て支援課】

b. 交通施設の耐震化等

- 被災した場合に社会的影響が大きく、落橋・倒壊の恐れがある橋梁のうち路面に段差ができる恐れがある橋梁の耐震化、長寿命化を進める。【道路河川課】

c. 危険空家の除却

- 放置された老朽危険空家の倒壊等による被害を防ぐため、小野市空家等対策計画に基づき、市民に対する啓発を行うとともに、危険空家の調査、所有者への適正管理の働きかけを実施し、計画的に対策を推進する。【生活環境グループ】

d. 学校施設の耐震化

- 市立幼稚園2園については、老朽化が進んでいることから、統合して新たな幼稚園を整備する。【教育総務課】

(1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

a. 多くの利用者がある建築物の耐震化

- 不特定多数が利用する建築物の耐震性向上に係る経済的負担を軽減するため、耐震診断や耐震改修費用の助成等の対策を推進する。【まちづくり課】

b. 多くの利用者がある建築物の防火安全対策

- 不特定多数が利用する建築物における防火管理者の選任を推進するとともに、防火管理者の訓練等を行う。【消防本部】

c. 密集市街地の改善

- 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善のため、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。【まちづくり課】
- 中心市街地における、建築物、公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と道路の拡幅や公共空地の確保等による防災機能の向上を図るため、市街地整備事業等を推進する。【まちづくり課】

(1-3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

a. 総合的な治水対策

- 近年、激甚化、頻発化する豪雨等による浸水被害を軽減するため、河道掘削や、築堤、洪水調節施設の整備、既設ダムの施設改良・柔軟な運用等による機能強化及び排水機場の整備等、抜本的な河川対策を進める。また、市街地内の雨水計画の点検・見直しを行い雨水路の改修や雨水貯留浸透施設の整備を推進する。また、ため池改修に併せた事前放流施設等の整備により河川への流出を抑制する流域対策を推進する。【道路河川課、産業創造課、水道部】
- 市管理河川において集中豪雨による土羽堤防の崩壊等の被害を防止するためブロック積み整備を推進する。【道路河川課】

b. 減災のためのソフト対策

- 洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップの作成による浸水地域の周知や、個人や自治会に対し防災出前講座等による防災教育を実施し災害対応力の強化を図る。【防災グループ】
- 河川水位把握システムや避難情報伝達システムの機能強化を図り、台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。【防災グループ】
- 災害時の避難支援が必要な避難行動要支援者施策の推進のため、市民福祉部をはじめとする福祉関係機関と連携し、地域の避難行動要支援者支援体制の構築を行う。【防災グループ、社会福祉課、高齢介護課】

(1-4) 土砂災害等による多数の死傷者の発生

a. 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化

- フェニックス防災システム等から台風・集中豪雨等に対する防災情報の迅速な収集に努めるとともに、関係機関が連携し警戒避難体制整備等のソフト対策を進め

る。【防災グループ、地域振興部】

- 決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点大規模ため池について、浸水想定区域やハザードマップを公表し、災害時に円滑な避難が出来るよう市民に広く情報提供する。【産業創造課】

b. 土砂災害減災のためのソフト対策

- 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を明示した土砂災害ハザードマップを作成し土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を市民に周知する。【防災グループ】
- 被害軽減のため避難訓練等を実施し、避難体制の確立を図る。【防災グループ】

c. ため池対策

- ため池の決壊による災害を未然に防止するため、危険度の高いため池の改修を推進する。【産業創造課】

- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

a. 食料、飲料水の供給体制の確保

- 応急用食料について、発災後、市民からの要請に対応するため、民間企業等と協定締結を行い、平素から応急用食料の確保に努める。【防災グループ】

b. 上水道施設の耐震化等

- 上水道施設の耐震性能の把握とともに計画的な耐震化、老朽化、耐水化対策を実施する。【水道部】
- 水道管路については、計画的に耐震性管路への改修を行う。【水道部】

c. 輸送路の確保：道路交通機能の強化

- 輸送道路ネットワークの整備・強化のため、緊急輸送道路に接続する重要幹線道路の整備や無電柱化を図るとともに、代替性の高い道路網の構築等を推進する。【道路河川課】
- 被災した場合に社会的影響が大きく、落橋・倒壊の恐れがある橋梁のうち路面に段差ができる恐れがある橋梁に対し、計画的に点検を進めるとともに、補修工事を実施する。【道路河川課】

d. 各家庭、自治会等における食料・燃料備蓄量の確保

- 災害発生から3日間の必要物資の備蓄を行う。【防災グループ】
- 食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発する。【防災グループ】

(2-2) 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

a. 消防の災害対応力強化等

- 消防団との緊密な連携により、被害発生のある場合は事前に消防団員を配置する。【消防本部】
- 訓練等を行い、迅速な災害警備本部の立ち上げが出来る体制を構築する。【消防本部】
- 消防団の車両や資機材の整備を推進し消防力を強化する。【消防本部】

b. 消防団詰所の耐震化

- 耐震基準を満たさない消防団詰所の耐震改修工事を実施する。【消防本部】

c. 地域の防災組織の活性化、人材育成

- 自主防災組織への訓練や研修を行い、地域の防災力、災害対応力の向上を図る。
【防災グループ、消防本部】

d. 防災関係機関との連携強化・訓練

- 関係機関との連携を密にし、情報の共有化や連携強化を図るとともに、合同防災訓練においては、地域の特性や様々な被害を想定した実践的な訓練を実施する。
【消防本部】

(2-3) 医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災による医療機能の麻痺

a. 救急・医療体制の充実

- 救急救命士養成課程の修了者を増やし、救急救命士の救急隊への配置充実を図る。
【消防本部】
- 被災時における多数の傷病者に対応するため、医療用物資、薬品等の確保を含めた医師会等と災害時の協力体制の構築を図る。【市民福祉部】

(2-4) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

a. 疫病・感染症対策に係る体制の構築

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から市民に対し、感染症予防に対する啓発を行うとともに、予防接種を促進する。【市民福祉部】

b. 下水道施設の耐震化・耐水化

- 汚水が滞留することによる疫病・感染症等の発生を防止するため、非常時の電源確保を含め、下水道施設の耐震化、耐水化を推進する。【水道部】

(2-5) 劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生

a. 避難所の機能強化・健康管理体制の確立

- 避難生活に必要な備品を計画的に配備するとともに、洋式トイレや空調設備の整備など衛生面での機能強化を図る。【市民福祉部、市民安全部】
- 被災者の健康管理と避難所における健康的な環境保持体制確立のため、小野市災害時保健活動マニュアルを適切に更新する。【市民福祉部】
- 平時から災害研修の実施やこころのケア対応マニュアルを整備するとともに、災害時には他自治体から DPAT（こころのケアチーム）の円滑な受入れが行える体制を整備する。【市民福祉部】

b. 大規模避難施設の耐震化及び老朽化対策

- 災害時の大規模避難所の確保及び避難者の避難生活環境の改善のため、計画的に

老朽化対策を実施する。【財政課、教育総務課、いきいき社会創造課】

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

(3-1) 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

a. 業務継続体制の強化

- 災害発生時でも必要最低限の行政サービスが提供できるよう業務継続計画を適宜見直す。【防災グループ】
- 被災時に関係機関からの支援を迅速かつ効果的に受けるための受援計画を策定する。【防災グループ】

b. 防災拠点施設等の機能維持

- 防災拠点、避難所等のライフライン重要施設へ非常用発電装置を適切に配置するとともに、燃料確保のため燃料供給企業と災害時協定を締結する。【防災グループ】

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

(4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

a. 情報通信手段の確保

- 災害情報を収集する通信機器の UPS 電源等による電源確保や、多様な情報手段の確保を行う。【防災グループ】
- 消防無線や指令システムの通信基盤を整備し、災害発生時の確実かつ迅速な情報伝達手段を確保する。【消防本部】

b. 電力供給の維持に係る燃料等の確保

- 燃料供給に係る災害時協定を企業と締結することで、電力の長期供給停止による情報通信の機能停止を防止する。【防災グループ、消防本部】

(4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

a. 情報提供手段の確保

- 防災行政無線のデジタル化の推進、携帯電話メール及びスマートフォンアプリで気象情報等を伝える「ひょうご防災ネット」などのツールを活用し、市民及び旅行者を含めた避難者に対する情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。【防災グループ】

(4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

a. 県、警察等の情報の迅速な伝達と共有

- 防災行政無線のデジタル化の推進、携帯電話メール及びスマートフォンアプリで気象情報等を伝える「ひょうご防災ネット」などのツールを活用し、市民及び旅行者を含めた避難者に対する情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。【防災グループ】
- 消防無線や指令システムの通信基盤を整備し、災害発生時の確実かつ迅速な情報伝達手段を確保する。【消防本部】

b. 情報収集・提供に係る人材育成

- 「フェニックス防災システム」等により得られた情報の効率的な利活用をより一層充実させるため、操作研修や訓練等を通じて、人材育成を推進する。【防災グループ、消防本部】

c. 避難行動要支援者の避難支援体制の構築

- 災害時に避難支援を要する者について毎年の対象者名簿の更新に加え、個別支援

計画を推進し、地域の自主防災組織、自治会、民生委員等が、避難支援者や市民福祉部をはじめとする関係機関と連携しつつ、災害時の情報提供、安否確認、避難支援等を行う避難行動要支援者支援体制を構築する。【防災グループ、社会福祉課、高齢介護課】

- 要配慮者利用施設の管理者等に避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を指導するとともに、避難確保計画の策定を促進し、当該施設の避難体制の強化を図る。【社会福祉課、子育て支援課、高齢介護課、防災グループ】

（５）経済活動を機能不全に陥らせない

（５－１）異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

a. 水資源の有効利用等の推進

- 渇水時に活用できる代替水源や用水の確保、水利用の広域化を推進する。【水道部】
- 農業用水の利用・管理の効率化と有効活用を図るため、老朽化が進むため池等の農業水利施設の機能保全対策を推進する。【産業創造課】

b. 上水道用水供給施設の耐震化等

- 水道管路については、大規模地震に対しても通水機能が保持できるよう、計画的に耐震性能の向上に努める。【水道部】

- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(6-1) 上水道等の長期間にわたる供給停止

a. 上水道用水供給施設の耐震化等

- 水道管路については、大規模地震に対しても通水機能が保持できるよう、計画的に耐震性能の向上に努める。【水道部】

b. 広域的な応援体制の整備

- 近隣市町による定期的な会議を開催し、緊急時の連絡体制や補修資機材の保有状況を情報共有することで広域連携の強化を図る。【水道部】

(6-2) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

a. 下水道施設の耐震化、耐水化対策

- 下水道の耐震化、耐水化を計画的に推進する。【水道部】

b. 農業集落排水施設の老朽化、耐水化対策

- 集落排水処理区域 5 地区とひまわりタウン処理区を公共下水道区域に編入し、老朽化対策・耐水化対策を着実に推進する。【水道部】

c. 浄化槽の老朽化対策

- 老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促していく。また、浄化槽台帳を整備し、設置・管理状況の把握に努める。【水道部】

(6-3) 地域交通網等の交通インフラの長期間にわたる機能停止

a. 道路交通機能の強化

- 輸送道路ネットワークの整備・強化のため、緊急輸送道路に接続する重要幹線道路の整備や無電柱化を図るとともに、代替性の高い道路網の構築等を推進する。【道路河川課】
- 被災した場合に社会的影響が大きく、落橋・倒壊の恐れがある橋梁のうち路面に段差ができる恐れがある橋梁に対し、計画的に点検を進めるとともに、補修工事を実施する。【道路河川課】
- 早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う。【道路河川課】

(6-4) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

a. 水資源の有効利用等の推進

- 農業用水の利用・管理の効率化と有効活用を図るため、老朽化が進むため池等の農業水利施設の機能保全対策を推進する。【産業創造課】

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(7-1) 密集市街地における火災被害の拡大

a. 消防の災害対応力強化

- 映像情報配信機材や通信情報機器等の消防資機材の充実を図り大規模災害現場での救助活動能力を高める。【消防本部】
- 地域特性に応じた訓練を実施し災害対応業務の実効性を高める。【消防本部】
- 災害発生直後の初動対応に当たる消防職員（災害対応要員）の災害対処能力の底上げを図る。【消防本部】

b. 密集市街地の改善

- 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善のため、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。【まちづくり課】
- 中心市街地における、建築物、公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と道路の拡幅や公共空地の確保等による防災機能の向上を図るため、市街地整備事業等を推進する。【まちづくり課】

c. 道路交通機能の強化

- 輸送道路ネットワークの整備・強化のため、緊急輸送道路に接続する重要幹線道路の整備や無電柱化を図るとともに、代替性の高い道路網の構築等を推進する。【道路河川課】
- 被災した場合に社会的影響が大きく、落橋・倒壊の恐れがある橋梁のうち路面に段差ができる恐れがある橋梁に対し、計画的に点検を進めるとともに、補修工事を実施する。【道路河川課】
- 早期に道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う。【道路河川課】

(7-2) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

a. 住宅・建築物の耐震化

- 住宅・建築物の耐震化を進めるため、専門家による耐震診断、耐震改修等への助成や意識啓発活動等の対策を推進する。【まちづくり課】
- 木造住宅密集地域等における防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用が図れるよう防災街区の整備を促進する。【まちづくり課】

(7-3) ため池の決壊による浸水被害拡大

a. ため池等の整備

- 決壊による災害を未然に防止するため、危険度の高いため池の改修を推進する。【産業創造課】

- ため池等農業水利施設の点検・調査を実施するとともに、その結果を踏まえた施設の改修、耐震化や長寿命化等のハード対策を実施する。また、利用されなくなったため池の廃止を推進する。【産業創造課】

b. 計画的な定期点検と適切な日常管理の推進

- 計画的な定期点検と適切な日常管理を行い、機能不全による二次災害の発生を防止する。【産業創造課】

c. 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化

- 土砂災害特別警戒区域等の危険個所の市民への周知や自主避難等の判断材料となる危険度情報をリアルタイムに提供する。【防災グループ】
- 決壊すると下流へ大きな被害を及ぼす大規模ため池について、ハザードマップの作成と周知を行うとともに、機能の低下したため池については、管理方策などを記載した「ため池保全計画」の作成とそれに基づく管理を促す。【産業創造課】

d. 山地防災・土砂災害対策

- 砂防堰堤や治山ダム等が整備されていない未対策箇所のうち、谷出口周辺やがけ直下に人家があるなど、緊急性の高い箇所における整備を推進する。【産業創造課】

(7-4) 農地・森林・公園施設等の被害による市域の荒廃

a. 農地・農業水利施設等の保全管理

- 多面的機能支払制度を活用し、地域の主体性・協働力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。【産業創造課】

b. 災害に強い森づくりの推進

- 林業の採算性悪化による人工林の手入れ不足や、生活様式の変化等に伴う里山林の放置などによる森林の防災機能の低下に加え、近年頻発する集中豪雨による斜面崩壊など新たな課題にも対応するため、崩壊防止力を高める森林整備等に新たに取り組む。【産業創造課】

c. 適切な公園施設の整備・長寿命化対策

- 避難所や支援物資集積場等の防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。【まちづくり課】

d. 適切な市営住宅の整備・長寿命化対策

- 安全安心な住環境の維持のため、適切な市営住宅の整備・長寿命化対策を推進する。【まちづくり課】

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

a. 災害廃棄物処理

- 災害時に迅速な災害処理が可能となるよう災害廃棄物処理計画に基づき、発災時より迅速に災害廃棄物処理を行う必要がある。【生活環境グループ】
- 災害時に発生する廃棄物の推計を行い、廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。【生活環境グループ】
- 災害廃棄物の仮置き場所として自治会所有地等を利用できるよう、自治会と廃棄物仮置き場の開設に関し協議を進める。【生活環境グループ】
- 環境省の循環型社会形成推進交付金等を活用し、小野加東加西環境施設事務組合で整備するマテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設を備えた新ごみ処理施設整備を進め、災害時のごみを安全で安定した処理を継続できる体制を整える。【環境政策グループ（小野加東加西環境施設事務組合）】

(8-2) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

a. 文化財等の耐災害性の向上

- 文化財の耐震化、防災設備の整備等を推進する。【教育委員会】
- 好古館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる取組を実施する。【教育委員会】

b. 災害ボランティア活動支援体制の整備

- 災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう、災害救援ボランティアマニュアルの整備や社会全体で災害ボランティアを支える仕組みを構築するため関係機関との協議を進める。【防災グループ、市民福祉部】

(8-3) 仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

a. 応急仮設住宅用地等の確保

- 民間団体・事業者にも協力を要請し、民間住宅の借り上げ等による仮設住宅や仮設住宅建設可能用地の確保に努める。【まちづくり課、防災グループ】

b. 被災者の住宅対策の推進

- 被災した住宅の再建を促進するため、兵庫県住宅共済制度の加入を促進する。【防災グループ】

2 「横断的分野」別推進方針

(1) リスクコミュニケーション

a. 普及啓発・自主防災活動の活性化

- 消防団の強化に係る取り組みや、自主防災組織の育成に係る取り組みを継続的に実施する。【防災グループ、消防本部】
- 地域における自助・共助の意識向上を図るとともに、災害に対する正しい知識を身に着けるため、防災訓練の参加を促進する。【防災グループ、消防本部】

b. 防災教育の実施

- 阪神・淡路大震災等の過去の災害からの教訓を理解し、南海トラフ地震や、近年多発する集中豪雨等の自然災害に備えるため、地域の特性に応じた防災教育を推進する。【教育委員会】

c. ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知

- 洪水ハザードマップを広く市民に周知するとともに、防災出前講座や防災訓練を通じ、地域における災害危険個所の認知度の向上に努める。【防災グループ】

(2) 人材育成

a. 地域の防災人材の育成

- 地方公共団体における防災・危機管理担当部局の職員及び消防団員などが災害対策に必要な事項を体系的に習得させ災害対応力の向上に努める。【防災グループ、消防本部】

b. 情報収集・提供に係る人材育成

- 「フェニックス防災システム」等により得られた情報の効率的な利活用をより一層充実させるため、操作研修や訓練等を通じて、防災グループ兼務職員等の人材育成を推進する。【防災グループ】

(3) 官民連携

a. 災害ボランティア活動支援体制の整備

- 災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう、災害救援ボランティアマニュアルの整備や関係機関との協定の締結等を進めるとともに、災害支援に取り組んでいる団体とのネットワークの構築や実践的な訓練の実施など、平時から災害に備えた取り組みを進める。【防災グループ、市民福祉部】

(4) 老朽化対策

a. 公共施設や社会基盤施設の老朽化対策

- 健全な財政を維持しつつ、限られた財源の中で、今後見込まれる公共施設等の老朽化に対応するため、「小野市公共施設等総合管理計画」等に沿って、計画的に維持管理・更新等を推進する。【総務部、地域振興部、教育委員会】
- 上下水道施設においては、将来の健全な事業経営に配慮し、ストックマネジメント計画等に基づき計画的に老朽化対策を推進する。【水道部】
- 老朽化対策を着実に実施するため、技術職員に対する点検・維持管理・修繕等におけるインフラメンテナンス研修の継続実施や、老朽化対策に資する新技術・新工法の活用等を推進する。【地域振興部、水道部】

(5) 播磨広域連携協議会との連携など広域応援機能の確保

a. 広域応援・受援体制の整備

- 大規模災害時には、広域的に避難、応援要請を行うことが必要であるため、播磨広域防災連携協定に基づく広域避難、受援体制により、大規模災害に備える。【防災グループ】

b. 訓練の実施

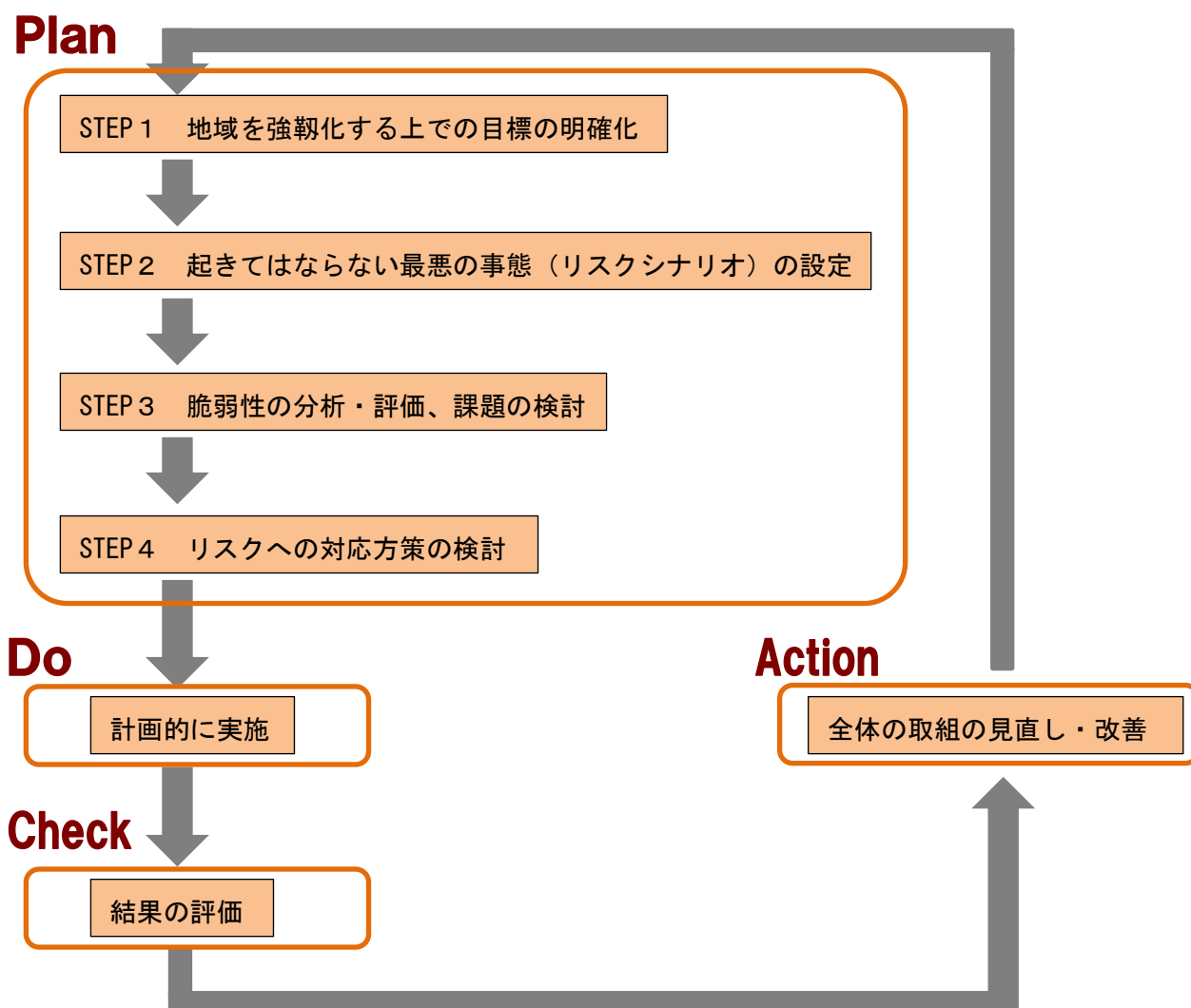
- 播磨広域連携協議会の構成団体が参加する合同広域防災に参加する。【防災グループ】

V 計画の推進

本市の地域強靱化計画は、大規模災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、社会の重要な機能が致命的な機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能にするための事前対策であり、その対策・取組みは広範な部署の所掌にまたがる。

そのため、本計画の推進に当たっては、各部署を超えた横断的な全庁体制のもと、兵庫県、国等の関係組織、近隣市町、地域の自主防災組織、民間企業等と連携、協力しながら進めていく必要がある。

また、本計画を総合的に推進していくためには、施策の進捗状況等を定期的に把握、検証・評価し、必要に応じて見直し・改善（PDCA）を行い、兵庫県、国の計画とも整合性を図りながら取組みを推進する。



＜参考：強靱化を推進する関連計画＞

- 小野市総合ビジョンー夢プラン2030ー【総合政策部】
- 小野市総合戦略【総合政策部】
- 小野市公共施設等総合管理計画【財政課】
- 小野市公共建築物長寿命化計画【財政課】
- 小野市地域防災計画【防災グループ】
- 循環型社会形成推進地域計画【環境政策グループ（小野加東加西環境施設事務組合）】
- 次期ごみ処理施設整備基本構想【環境政策グループ（小野加東加西環境施設事務組合）】
- 小野市耐震改修促進計画【まちづくり課】
- 小野市公園長寿命化計画【まちづくり課】
- 小野市営住宅長寿命化計画【まちづくり課】
- 小野市ため池保全推進計画【産業創造課】
- 小野市橋梁長寿命化修繕計画【道路河川課】
- 緊急自然災害防止対策事業計画【道路河川課】
- 小野市学校施設長寿命化計画【教育総務課】
- おの健康プラン21・Ⅲ【健康増進課】
- 小野市アセットマネジメント計画【水道部】
- 小野市ストックマネジメント計画【水道部】

（別紙 1）脆弱性評価結果

（令和 7 年 11 月一部改定）

起きてはならない最悪の事態別

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

（住宅・建築物等の耐震化及び老朽化対策）

- 住宅・建築物（住宅の耐震化率 77%（H27））については、耐震化の必要性に対する認識が不足していること、耐震改修の経済的負担が大きいことから、意識啓発活動等の対策、耐震診断や耐震改修等への助成（住宅・建築物安全ストック形成事業）を推進する必要がある。【まちづくり課】
- 市営住宅（耐震化率 77%（H27）→ 100%（R16））の統廃合及び耐震化を進める必要がある。〔公営住宅ストック総合改善事業（耐震改修等の防災・安全に係る事業）〕【まちづくり課】
- 防災再開発促進地区における老朽建築物の除却や建替え等による防災機能の向上を図る必要がある。【まちづくり課】
- 法人保育所・認定こども園のうち、築 40 年以上の園舎が 10 園あり、安全・快適な就学前教育・保育施設の整備を推進する必要がある。【子育て支援課】
- コミュニティセンターの耐震化を進める必要がある。【いきいき社会創造課】

（交通施設の耐震化等）

- 被災した場合に社会的影響が大きく、落橋・倒壊の恐れがある橋梁のうち路面に段差ができる恐れがある橋梁について、致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化、長寿命化を推進する必要がある。【道路河川課】

（危険空家の除却）

- 放置された老朽危険空家が周辺地域の避難の妨げ、倒壊、部材の飛散等により被害を発生させる可能性があるため、小野市空家等対策計画に基づき、市内の危険空家等を調査の上、所有者等へ適正管理や自主的な解体を促すといった働きかけを進める必要がある。【生活環境グループ】

（学校施設の耐震化）

- 市立幼稚園 2 園について耐震性を確保する必要がある。【教育総務課】

重要業績指標

- 住宅・建築物等の耐震化率【まちづくり課】
 - 住宅：77%（H27）→ 97%（R7）
 - 多数利用建築物：87%（H27）→ 97%（R7）
- 市営住宅の耐震化率：77%（H27）→ 100%（R16）〔公営住宅ストック総合改善事業（耐震改修等の

防災・安全に係る事業)〕〔小野市耐震改修促進計画〕【まちづくり課】

- 防災再開発促進地区における建物倒壊危険度（老朽木造建築比率） 41.9%（H30）→ 20%（R7）【まちづくり課】
- 危険空家数：54 件（H30）→ 40 件（R12）【生活環境グループ】
- 老朽化対策済法人保育所・認定こども園数：1/13 園（R1）→13/13 園（R10）【子育て支援課】
- コミュニティセンターの耐震化率 83%（R6）→ 100%（R12）【いきいき社会創造課】
- 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など、落橋した場合の社会的影響の大きい橋梁（265 橋）の耐震・長寿命化対策として計画的に点検及び補修工事を実施していく。
※健全性判定区分や各橋梁の重要度や構造等を考慮し、補修工事を実施。
橋梁点検数：90 橋（R8）→ 90 橋（R9）→ 70 橋（R10）→ 50 橋（R11）→ 50 橋（R12）
〔小野市橋梁長寿命化修繕計画〕【道路河川課】
- 学校施設（市立幼稚園）の耐震化率：0%（R1）→ 100%（R7）【教育総務課】

1－2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

（多くの利用者がある建築物の耐震化）

- 多数利用建築物については、耐震改修の経済的負担が大きいことから、耐震診断や耐震改修等への助成等（住宅・建築物安全ストック形成事業）の対策を推進する必要がある。【まちづくり課】

（多くの利用者がある建築物の防火安全対策）

- 不特定多数が利用する特定防火対象物及び多数利用防火対象物については、防火管理者の選任、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施を推進する必要がある。【消防本部】
- 消防用設備等の設置及び維持管理を推進する必要がある。【消防本部】

（密集市街地の改善）

- 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善のため、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等の取組を官民連携して実施する必要がある。【まちづくり課】

重要業績指標

- 多数利用建築物の耐震化率：87%（H27）→ 97%（R7）【再掲】【まちづくり課】
- 防火対象物の防火管理者選任率：96.2%（R6）→ 100%（R11）【消防本部】
- 消防用設備等設置対象物の点検報告率：57.2 %（R1）→ 65%（R11）【消防本部】
- 消防大学校や県消防学校における専科教育受講者数：12 人/年（R6）→ 12 人/年 維持（R11）【消防本部】
- 防災再開発促進地区における火災危険度（木防建蔽率）：18.5%（H30）→ 10%（R11）【まちづくり課】

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

脆弱性評価
(総合的な治水対策) ○ 中小河川を含めた市域の河川において、河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備、既設ダムの施設改良・柔軟な運用等による機能強化及び排水機場の整備等、抜本的な河川対策を進めるとともに、近年多発する局地的大雨による浸水被害を軽減するため、市街地内の雨水計画の点検・見直しを行い計画的に雨水路の改修や雨水貯留浸透施設の整備を推進する必要がある。また、ため池改修に併せた緊急放流施設等の整備により河川への流出を抑制する流域対策を推進する必要がある。【道路河川課、産業創造課、水道部】 ○ 市が管理する河川において、近年台風等による大雨に際し、河川流域で土羽堤防の崩壊被害が生じていることから、ブロック積みの整備を行う。【道路河川課】 (減災のためのソフト対策) ○ 近年の豪雨の発生状況を鑑み、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、防災出前講座や訓練による水害における防災教育を実施し、個人、自治会等の災害対応力の強化を図り、自助・共助力強化の支援を行う必要がある。【防災グループ】 ○ 河川等の水位把握を行うためのシステム整備や、市民への避難情報等の伝達システムの整備などを行ってきたが、さらなる仕組みづくりを推進し、迅速な状況把握、情報伝達体制を構築する必要がある。【防災グループ】 ○ 災害時の避難支援が必要な避難行動要支援者施策をさらに推進し、毎年の名簿更新に加え、個別計画の促進を図り、市民福祉部をはじめとする福祉関係機関と連携し、地域の避難行動要支援者支援体制の構築を行う必要がある。【防災グループ、社会福祉課、高齢介護課】 ○ 平成29年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、小野市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられることとなった。当該施設管理者は、避難確保計画の作成等を進め、施設の避難体制の強化を図る必要がある。【社会福祉課、子育て支援課、高齢介護課、防災グループ】 ○ 災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携して警戒避難体制整備等のソフト対策を進める必要がある。【地域振興部】
重要業績指標
○ 公共下水道（雨水）都市浸水対策達成率：46%（R1）→60%（R11）【水道部】 ○ ため池改修と併せた緊急放流施設の整備箇所数：28箇所（R6）→29箇所（R11）【産業創造課】 ○ 島谷川ブロック積み整備 L=200m（R9）【道路河川課】 ○ 要配慮者利用施設の避難確保計画作成施設率：90.9%（R1）→100%維持（R11）【社会福祉課、子育て支援課、高齢介護課、防災グループ】

1－4 土砂災害等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

(台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化)

- 災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携して警戒避難体制整備等のソフト対策を進める必要がある。【防災グループ、地域振興部】
- 決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池について、浸水想定区域やハザードマップを公表し、災害時に円滑な避難が出来るよう市民に広く情報提供する必要がある。【産業創造課】

(土砂災害減災のためのソフト対策)

- 市内の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を明示した、土砂災害ハザードマップを活用し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の周知を行う必要がある。【防災グループ】
- 訓練等を実施し、避難体制の確立を行い土砂災害による被害軽減を行う必要がある。【防災グループ】

(ため池及び治山対策)

- 山村の地域活動の停滞や農地の管理の放棄等に伴う森林・農地の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念されることから、大規模ため池等重要な農業水利施設等や山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等を進める必要がある。【産業創造課】

重要業績指標

- 土砂災害情報伝達訓練及び避難訓練実施済自治会の割合： 100%維持 (R11) 【防災グループ】
- ため池改修事業着手箇所数(暫定改修を除く)：110 箇所 (R6) → 111 箇所 (R11) 【産業創造課】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

脆弱性評価
(食料、飲料水の供給体制の確保) ○ 災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の備蓄や備蓄場所の整備等による確保対策を講じる必要がある。【防災グループ】 ○ 応急用食料について、発災後、市民からの要請に対応するため、平素から民間企業等と協定締結を行い、応急用食料の確保に努めるとともに、市民からの要請に基づいて供給を図る体制を確保する必要がある。【防災グループ】 (上水道施設の耐震化等) ○ 水道施設の管の耐震及び老朽化対策と浄水場等の耐水化を合わせ推進する必要がある。【水道部】 ○ 浄水場、水管橋、電気・機械設備は、一部の施設のみ耐震診断の結果、概ね震度5～6程度の耐震性を有すると評価されている。【水道部】 (輸送路の確保：道路交通機能の強化) ○ 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、輸送道路ネットワークの整備・強化や無電柱化を図る必要がある。【道路河川課】 ○ 被災した場合に社会的影響が大きく、落橋・倒壊の恐れがある橋梁のうち路面に段差ができる恐れがある橋梁について、致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化、長寿命化を推進する必要がある。【道路河川課】 (各家庭、自治会等における食料・燃料備蓄量の確保) ○ 災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じるよう推進していく必要がある。【防災グループ】
重要業績指標
○ 自治会における防災資機材・備蓄の実施率：(R6) 84% → (R11) 90% 【防災グループ】 ○ 水道の耐震適合格路の延長：170.6km (R5) → 175.6km (R10) 【水道部】 ○ 浄水施設の耐水化：0/3 箇所 (R2) → 2/3 箇所 (R11) 【水道部】 ○ 工業団地や市街地を結ぶ基幹道路の整備：新都市南北線供用開始 (R7) 【道路河川課】 ○ 緊急輸送道路の代替道路等、踏切道等防災道路の整備・強化：市道 107 号線 (R7)、市道 4309 号線 (R7) 【道路河川課】 ○ 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など、落橋した場合の社会的影響の大きい橋梁 (265 橋) の耐震・長寿命化対策として計画的に点検及び補修工事を実施していく。 ※健全性判定区分や各橋梁の重要度や構造等を考慮し、補修工事を実施。

橋梁点検数：90 橋（R8）→ 90 橋（R9）→ 70 橋（R10）→ 50 橋（R11）→ 50 橋（R12）

〔小野市橋梁長寿命化修繕計画〕【再掲】【道路河川課】

2-2 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価

（消防の災害対応力強化）

- 台風接近等により被害発生のおそれがある場合には、救助救出及び被害拡大防止を図るため、消防職団員を事前に配置する必要がある。【消防本部】
- いつ発生するか分からない災害に対応するため、消防本部等に迅速に災害警備本部を立ち上げる必要がある。【消防本部】
- 地域の特性や様々な災害現場に対応した合同訓練を実施し、災害対応業務の実効性を高める必要がある。【消防本部】
- 消防本部及び消防団の消防力（人員・消防車両・資器材）強化を促進する必要がある。【消防本部】

（消防団詰所の耐震化）

- 市内消防団特設部詰所 4 か所の内、西分団及び南分団の詰所についても耐震化事業を推進する必要がある。【消防本部】

（地域の防災組織の活性化、人材育成）

- 大災害の発生の際、警察、消防等がすぐに十分な救出・救助活動ができない場合には、最初に災害に対応するのは、消防団を含めた住んでいる地域のコミュニティであることから、市民一人ひとりが「自助・共助」の精神を持ち、災害に対する正しい知識を身に付けるなど、地域の防災力の向上を図る必要がある。【防災グループ、消防本部】

（防災関係機関との連携強化・訓練）

- 救出、救助や応急医療等に従事する実動部隊が、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対応を推進するため、被害想定に基づく実戦的な訓練を実施する必要がある。【消防本部】
- 発災時には市だけで対応できることに限りがあり、防災関連機関や公益的事業を営む企業等との間の連携や防災体制の充実強化を図る必要がある。【消防本部】

重要業績指標

- ひょうご防災リーダー講座修了者数：63 人（R6）→ 80 人（R11）【防災グループ】
- 自主防災組織への訓練、研修【防災グループ】
 - ・ 自主防災リーダー研修自治会参加率：100%維持（R11）
 - ・ 防災出前講座・訓練等：21 件（R6）→ 40 件（R11）
- 消防特設部詰所の耐震化率：50%（R2）→ 100%（R10）【消防本部】
- 消防団員数：628 人（R6）→ 定数 700 人の維持、団員数 700 人の維持【消防本部】

- 兵庫県消防学校「指揮幹部科」(消防団員対象) 毎年 2 名【消防本部】
- 消防吏員の数 : 75 人 (R6) → 80 人 (R11)【消防本部】

2-3 医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災による医療機能の麻痺

脆弱性評価

- (救急・医療体制の充実)
- 広域のかつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し応急処置・搬送能力等を上回るおそれがあることから、救急搬送体制及び保健医療体制の強化を図る必要がある。【市民福祉部、消防本部】
 - 広域のかつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医療用物資・薬品等の確保を含めた救急医療体制を迅速に確保するため、医師会等と災害時の協力体制を構築する必要がある。【市民福祉部、消防本部】
 - 災害時には、医療関係者の不足が予想されるため、県内の災害拠点病院に配置されている災害派遣医療チーム (DMAT) の要請・受け入れを行い、災害時の救護・医療体制の強化を図る必要がある。【市民福祉部】

重要業績指標

- 小野市・加東市医師会の「災害救護班組織」の最新情報を更新・把握 : 把握 (R1) → 継続【市民福祉部】
- 小野加東歯科医師会の災害時体制の最新情報を更新・把握 : 把握 (R1) → 継続【市民福祉部】
- 小野市加東市薬剤師会の災害時体制の最新情報を更新・把握 : 把握 (R1) → 継続【市民福祉部】
- 3 師会 (医師会・歯科医師会・薬剤師会) との災害時の協力体制の構築 : 未構築 (R1) → 構築 (R7)【市民福祉部】
- 救急救命士養成課程 : 1 名 (R6) → 延べ 5 名 (R11)【消防本部】
- 救急車数 4 台体制の維持 : 4 台 (R6) → 4 台 維持 (R11)【消防本部】

2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性評価

- (疫病・感染症対策に係る体制の構築)
- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から市民に対し、衛生的な手洗い・うがい等の生活習慣を推進、啓発する必要がある。【市民福祉部】
 - 災害発生時には、避難所、避難地域において紙媒体及び SNS 等を用いた感染症予防策の周知・啓蒙を行うとともに、被災者の体力維持による感染症等の予防を図る必要がある。【市民福祉部】
 - 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。【市民福祉部】
 - 感染症の発生防止と発生時のまん延防止のため、消毒や害虫駆除等の実施体制を構築しておく必要がある。【市民福祉部】

(下水道施設の耐震化・耐水化)

- 生活空間に汚水が滞留することによる疫病・感染症等の発生を防止するため、非常時の電源確保を含め、耐震化、耐水化を実施する必要がある。【水道部】

重要業績指標

- 予防啓蒙資材の作成：未作成（R1）→ 作成（R7）【市民福祉部】
- 感染症予防にかかる物資備蓄量の試算及び備蓄：未実施（R1）→ 実施（R7）【市民福祉部】
- 予防接種法に基づく予防接種、麻しん風しんワクチンの接種率：毎年 95%以上【市民福祉部】
- 下水道管の耐震化延長：0.2km（R1）→ 2km（R10）【水道部】
- 農業集落排水区域の公共下水道区域編入：0%（R1）→ 100%（R10）【水道部】

2-5 劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生

脆弱性評価

(避難所の機能強化・健康管理体制の確立)

- 避難所におけるパーテーションの確保や洋式トイレの設置、空調機器の整備等、各年代層・性別・心身の状況に応じた最大限の住環境改善の他、衛生資材の確保を含めた食・衣生活等における健康的な環境保持体制を確立する必要がある。【市民福祉部、市民安全部】
- 被災者の健康管理と健康要注意者の医療確保のため、健康相談（栄養相談を含む）の実施と救護所の開設をタイムリーに行う体制を作る他、3 師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）や看護協会等の民間団体との協力体制の構築を図る必要がある。【市民福祉部】
- 大規模災害時の精神保健医療の需要拡大に対応するため、他自治体からの DPAT（こころのケアチーム）等の円滑な受入体制を確立する必要がある。【市民福祉部】

(大規模避難施設の耐震化及び老朽化対策)

- 庁舎や学校、コミュニティセンター等については、災害時の災害応急対策の活動拠点や被災者の救護の拠点、避難所等としての重要な機能を担うことから、耐震化及び老朽化対策を推進する必要がある。【財政課、教育総務課、いきいき社会創造課】

重要業績指標

- 3 師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）との災害時の協力体制の構築：未構築（R1）→ 構築（R7）【再掲】【市民福祉部】
- 大規模避難施設の耐震化
 - ・ 市立幼稚園耐震化率：0%（R1）→ 100%（R7）【再掲】【教育総務課】
 - ・ コミュニティセンター耐震化率：83%（R6）→ 100%（R12）【再掲】【いきいき社会創造課】
- 大規模避難施設の施設長寿命化対策【教育総務課】

・旭丘中学校体育館建替完了（R8）【教育総務課】

・河合中学校施設長寿命化改良完了（R10）【教育総務課】

※以降、「小野市学校施設長寿命化計画」（H31.2月策定）により整備

○ 大規模避難施設（体育館）への空調整備

・学校体育館空調設置率：0％（R6）→100％（R8）

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価
(業務継続体制の強化) ○ 業務継続計画の見直し、改定を随時行い、災害発生時にも応急対策を実施しながら行政サービスを低下させることがない体制づくりが必要である。【防災グループ】 ○ 災害時の応急業務、継続すべき通常業務の両立を図り、災害時の関係機関からの支援を迅速・効果的に受けるため、各部署で受援業務を整理し、実効的な受援計画を作成する必要がある。【防災グループ】 (防災拠点施設等の機能維持) ○ 災害の規模が大きく、防災拠点施設や避難所等で長期間の停電や非常用発電や消防、救急、公用車などの燃料確保が困難になること等により、機能が低下をすることが想定されるため、発電装置や燃料確保に努め、防災拠点施設、消防機能等の維持を行う必要がある。【防災グループ】
重要業績指標
○ 防災拠点施設、避難所、ライフライン重要施設への非常用発電装置、発電機配備【防災グループ】 ・ 発電機配備率（避難所）：72%（R6）→ 93%（R11）

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

脆弱性評価
(情報通信手段の確保) ○ 災害時の情報通信の途絶を防ぐため、情報通信機器の電源確保や多様な情報伝達手段の整備を行う必要がある。【防災グループ】 ○ 消防無線、指令システムなどの通信基盤、設備の長寿命化、高度化、多様化等を図り情報の確実かつ迅速な伝達手段の整備・維持を継続的に行う必要がある。【消防本部】 (電力供給の維持に係る燃料等の確保) ○ 電力等の長期供給停止による情報通信の麻痺・長期停止を発生させないため、燃料の供給協定等の防災対策を着実に推進する必要がある。【防災グループ、消防本部】
重要業績指標
○ 消防緊急指令システムの整備：通信系の更新（R8）【消防本部】 ○ 消防救急デジタル無線の整備：車載型 15 台、携帯型 25 台（R6）→ 車載型 20 台、携帯型 35 台（R11）【消防本部】 ○ 小野市安全安心メール登録件数：9,287 件（R6）→ 10,000 件（R11）【防災グループ】 ○ ひょうご防災ネットスマートフォンアプリ（R1 年 5 月開始）登録件数：9,067 件（R6）→ 10,000 件（R11）【防災グループ】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

脆弱性評価
(情報提供手段の確保) ○ テレビ・ラジオ放送が中断した際にも情報提供ができるよう、代替手段の整備を推進する必要がある。【防災グループ】
重要業績指標
○ 小野市安全安心メール登録件数：9,287 件（R6）→ 10,000 件（R11）【再掲】【防災グループ】 ○ ひょうご防災ネットスマートフォンアプリ（R1 年 5 月開始）登録件数：9,067 件（R6）→ 10,000 件（R11）【再掲】【防災グループ】

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性評価
(県、警察等の情報の迅速な伝達と共有) ○ 防災行政無線のデジタル化の推進、情報伝達手段の多様化、県、警察等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。【消防本部】 ○ 無線機器など、現場消防職員が携帯する通信機器を再整備し充実する必要がある。【消防本部】 (情報収集・提供に係る人材育成) ○ 「フェニックス防災システム」等により得られた情報の効率的な利活用をより一層充実させるため、操作研修や訓練等を通じて、防災グループ兼務職員等の人材育成を推進する必要がある。【防災グループ、消防本部】 ○ 個々の避難行動要支援者について、各自治会の協力の元、本人及び地域住民、福祉専門職の相互連携を深めるためのケース会議・個別支援計画作成・避難訓練を計画的に実施し、人材育成を市全域に広げる必要がある。【防災グループ、社会福祉課、高齢介護課】 (避難行動要支援者の避難支援体制の構築) ○ 災害時の避難支援が必要な避難行動要支援者施策をさらに推進し、毎年の名簿更新に加え、個別計画の促進を図り、市民福祉部をはじめとする福祉関係機関と連携し、地域の避難行動要支援者支援体制の構築を行う必要がある。【再掲】【防災グループ、社会福祉課、高齢介護課】 ○ 平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、市町地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられることとなったため、当該施設管理者は、避難確保計画の作成等を進め、施設の避難体制の強化を図る必要がある。【社会福祉課、子育て支援課、高齢介護課、防災グループ】
重要業績指標
○ 消防緊急指令システムの整備：通信系の更新 (R8) 【再掲】【消防本部】 ○ 消防救急デジタル無線の整備：車載型 15 台、携帯型 25 台 (R6) → 車載型 20 台、携帯型 35 台 (R11) 【再掲】【消防本部】 ○ フェニックス防災システム研修参加者数 (2 名/年)：延べ 10 名 (R6) → 延べ 20 名 (R11) 【防災グループ】 ○ 要配慮者利用施設の避難確保計画作成施設率：90.9% (R1) → 100%維持 (R11) 【再掲】【社会福祉課、子育て支援課、高齢介護課、防災グループ】

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

脆弱性評価
(水資源の有効利用等の推進) ○ 水を融通しあえる仕組みづくりを推進する必要がある。【水道部】 ○ 平成6年や平成17年等に代表される渇水に備えるため、農業用水の有効利用等の取組を進める必要がある。【産業創造課】 (上水道用水供給施設の耐震化等) ○ 上水道用水供給施設、水管橋は一部耐震管で更新できている。管路は、約46.6% (R5) が耐震管及び耐震適合管で更新したので、概ね震度5～6程度の耐震性能を有すると評価されている。【水道部】
重要業績指標
○ 水道の耐震適合管路の延長：170.6km (R5) → 175.6km (R10) 【再掲】【水道部】 ○ ため池改修事業着手箇所数（暫定改修を除く）：110箇所 (R6) → 111箇所 (R11) 【再掲】【産業創造課】

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 上水道等の長期間にわたる供給停止

脆弱性評価
(上水道用水供給施設の耐震化等) ○ 上水道、施設等の耐震化が順次進められているが、現状でその耐震適合率は約 46.6% (耐震適合格路 R5) にとどまっており、老朽化対策に合わせて耐震化を促進する必要がある。【水道部】 ○ 上水道用水供給施設、水管橋は一部耐震管で更新できている。管路は、約 46.6% (R5) が耐震管及び耐震適合格路で更新したので、概ね震度 5～6 程度の耐震性能を有すると評価されている。【水道部】 (広域的な応援体制の整備) ○ 大規模水道災害時に被災した水道施設を速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備するとともに、近隣の市町が定期的に集まり相互応援体制の確認を行っている。【水道部】
重要業績指標
○ 水道の耐震適合格路の延長：170.6km (R5) → 175.6km (R10) 【再掲】【水道部】

6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価
(下水道施設の耐震化、耐水化対策) ○ 日常生活に欠くことのできない下水道施設の長期間にわたる機能停止を防止するため、耐震化、耐水化を実施する必要がある。【水道部】 (農業集落排水施設の老朽化、耐水化対策) ○ 集落排水処理区域 5 地区とひまわりタウン処理区を公共下水道区域に編入し、老朽化対策・耐水化対策を着実に推進する必要がある。【水道部】 (浄化槽の老朽化対策) ○ 浄化槽については、老朽化した単独処理浄化槽 (トイレ排水のみを処理) から災害に強い合併処理浄化槽 (家庭排水全般を処理) への転換を促進する必要がある。また、浄化槽台帳を整備し、設置・管理状況の把握を促進する必要がある。【水道部】
重要業績指標
○ 下水道管の耐震化延長：0.2km (R1) → 2km (R10) 【再掲】【水道部】 ○ 農業集落排水区域の公共下水道区域編入：0% (R1) → 100% (R10) 【再掲】【水道部】

6-3 地域交通網等の交通インフラの長期間にわたる機能停止

脆弱性評価
(道路交通機能の強化) ○ 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、輸送道路ネットワークの整備・強化や無電柱化を図る必要がある。【道路河川課】 ○ 被災した場合に社会的影響が大きく、落橋・倒壊の恐れがある橋梁のうち路面に段差ができる恐れがある橋梁について、致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化、長寿命化を推進する必要がある。【道路河川課】
重要業績指標
○ 工業団地や市街地を結ぶ基幹道路の整備：新都市南北線供用開始（R7）【再掲】【道路河川課】 ○ 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など、落橋した場合の社会的影響の大きい橋梁（265 橋）の耐震・長寿命化対策として計画的に点検及び補修工事を実施していく。 ※健全性判定区分や各橋梁の重要度や構造等を考慮し、補修工事を実施。 橋梁点検数：90 橋（R8）→ 90 橋（R9）→ 70 橋（R10）→ 50 橋（R11）→ 50 橋（R12） 〔小野市橋梁長寿命化修繕計画〕【再掲】【道路河川課】

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

脆弱性評価
(水資源の有効利用等の推進) ○ 平成 6 年や平成 17 年等に代表される渇水に備えるため、農業用水の有効利用等の取組を進める必要がある。【産業創造課】
重要業績指標
○ ため池改修事業着手箇所数（暫定改修を除く）：110 箇所（R6）→ 111 箇所（R11）【再掲】【産業創造課】

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 密集市街地における火災被害の拡大

脆弱性評価
(消防の災害対応力強化) ○ 二次災害発生防止のため、住民を迅速的確に避難誘導する必要がある。【消防本部】 ○ 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や、訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。【消防本部】 ○ 地域の特性や様々な災害現場に対応した合同訓練を実施し、災害対応業務の実効性を高める必要がある。【消防本部】 ○ 被災状況の早期把握や適切な救出救助、部隊展開を行うための映像情報配信機能の強化を図る必要がある。【消防本部】 ○ 災害発生直後の初動対応に当たる、消防職員（災害対応要員）の災害対処能力の底上げを継続的に行う必要がある。【消防本部】 (密集市街地の改善) ○ 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善のため、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等の取組を官民連携して実施する必要がある。【まちづくり課】 (道路交通機能の強化) ○ 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、輸送道路ネットワークの整備・強化や無電柱化を図る必要がある。【道路河川課】 ○ 被災した場合に社会的影響が大きく、落橋・倒壊の恐れがある橋梁のうち路面に段差ができる恐れがある橋梁について、致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化、長寿命化を推進する必要がある。【道路河川課】
重要業績指標
○ 消防団員数：628 人（R6）→ 定数 700 人の維持、団員数 700 人の維持【再掲】【消防本部】 ○ 防災再開発促進地区における火災危険度（木防建蔽率） 18.5%（H30）→ 10%（R11）【再掲】【まちづくり課】 ○ 工業団地や市街地を結ぶ基幹道路の整備：新都市南北線供用開始（R7）【再掲】【道路河川課】 ○ 緊急輸送道路の代替道路等、踏切道等防災道路の整備・強化：市道 107 号線（R7）、市道 4309 号線（R7）【再掲】【道路河川課】 ○ 交通量の多い橋梁や長大橋、跨線橋・跨道橋など、落橋した場合の社会的影響の大きい橋梁（265 橋）の耐震、強化・長寿命化対策として計画的に点検及び補修工事を実施していく。 ※健全性判定区分や各橋梁の重要度や構造等を考慮し、補修工事を実施。 橋梁点検数：90 橋（R8）→ 90 橋（R9）→ 70 橋（R10）→ 50 橋（R11）→ 50 橋（R12） 〔小野市橋梁長寿命化修繕計画〕【再掲】【道路河川課】

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

脆弱性評価

(住宅・建築物の耐震化)

- 住宅・建築物の耐震化について、耐震化の必要性に対する認識が不足していること、耐震改修の経済的負担が大きいことから、意識啓発活動等の対策、耐震診断や耐震改修等への助成（住宅・建築物安全ストック形成事業）を推進する必要がある。【まちづくり課】
- 防災再開発促進地区における老朽建築物の除却や建替え等による防災機能の向上を図る必要がある。【まちづくり課】

重要業績指標

- 住宅・建築物等の耐震化率【再掲】 【まちづくり課】
住宅：77%（H27）→ 97%（R7）
多数利用建築物：87%（H27）→ 97%（R7）
- 防災再開発促進地区における建物倒壊危険度（老朽木造建築比率） 41.9%（H30）→ 20%（R7）【再掲】【まちづくり課】

7-3 ため池の決壊による浸水被害拡大

脆弱性評価

(ため池等の整備)

- 決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池の豪雨に対する詳細調査の定期的な実施や耐震調査の実施を通じて、改修が必要なため池を把握し、調査結果に基づく計画的な改修を進める必要がある。【産業創造課】

(計画的な定期点検と適切な日常管理の推進)

- 計画的な定期点検と適切な日常管理を行い、機能不全による二次災害の発生を防止する必要がある。【産業創造課】

(台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化)

- 災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携して警戒避難体制整備等のソフト対策を進める必要がある。【防災グループ、地域振興部】
- 想定を超える規模の土砂災害（深層崩壊）には対応が困難なことなどから、土砂災害特別警戒区域等の指定を推進するとともに、市民への危険箇所周知や自主避難等の判断材料となるリアルタイムの危険度情報を提供する必要がある。【産業創造課】
- 決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池について、浸水想定区域やハザードマップを公表し、災害時に円滑な避難が出来るよう市民に広く情報提供する必要がある。【産業創造課】

(山地防災・土砂災害対策)

- 土砂災害に対する施設整備が途上であること、また、災害には上限がないことなどから、砂防堰堤や治山ダム等の施設整備を着実に推進する必要がある。【産業創造課】

重要業績指標

- ため池改修事業着手箇所数（暫定改修を除く）：110 箇所（R6）→111 箇所（R11）【再掲】【産業創造課】

7-4 農地・森林・公園施設等の被害による市域の荒廃

脆弱性評価

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。【産業創造課】

(災害に強い森づくりの推進)

- 「災害に強い森づくり」では、林業の採算性悪化による人工林の手入れ不足や、生活様式の変化等に伴う里山林の放置などにより、森林の防災機能等が低下する中、近年多発した局地的豪雨による斜面崩壊・流木発生対策など新たな課題にも対応するため、崩壊防止力を高める森林整備等に新たにに取り組む必要がある。【産業創造課】

(適切な公園施設の整備・長寿命化対策)

- 避難所や支援物資集積場等の防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。【まちづくり課】

(適切な市営住宅の整備・長寿命化対策)

- 安全安心な住環境の維持のため、適切な市営住宅の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。【まちづくり課】

重要業績指標

- 防災機能を備えた公園の新規整備数：2 箇所（R2～R16）【まちづくり課】
- 長寿命化対策実施公園数：6 公園（R2～R11）【まちづくり課】
- 多面的機能支払制度に取り組む農地面積：2,099ha（R6）→2,150ha（R11）【産業創造課】

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価
(災害廃棄物処理) ○ 災害時に迅速に災害廃棄物処理を行うことが早期の復旧、復興につながるため、災害廃棄物処理計画に基づき、発災時より迅速に災害廃棄物処理を行う必要がある。【生活環境グループ】 ○ 災害時には大量の災害廃棄物が発生することから災害廃棄物の発生量の推計に合わせた廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。【生活環境グループ】 ○ 大規模災害時に大量に搬出される廃棄物について、自治会・小学校区単位で災害時に廃棄物を仮置きする仮置き場の開設を推進する。災害時において、自治会所有地などを仮置き場として開放・開設協力を得られるよう、市と各自治会において協議する必要がある。【生活環境グループ】 ○ 令和20年度に使用期限を迎える既存のごみ処理施設の老朽化に対応しつつ適正に維持管理するとともに、加東市、加西市との緊密な連携のもと、新ごみ処理施設整備を計画通り進捗させ、災害時においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる体制を整える必要がある。【環境政策グループ（小野加東加西環境施設事務組合）】
重要業績指標
○ 災害廃棄物の一次仮置き場の指定：3 か所（H30）→4 か所（R10）【生活環境グループ】 ○ 地区別に設ける災害廃棄物の仮置き場の開設協力の得られる地区等の数：0 か所（H30）→3 か所（R10）【生活環境グループ】

8-2 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

脆弱性評価
(文化財の耐災害性の向上) ○ 文化財の耐震化、防災設備の整備等が必要である。【教育委員会】 ○ 好古館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる取組を実施する必要がある。【教育委員会】 (災害ボランティア活動支援体制の整備) ○ 近年頻発する集中豪雨や今後懸念される大震災等、大規模災害が発生した際の復旧・復興活動にはボランティアによる活動支援が不可欠であるため、災害時には、災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう備えるとともに、災害ボランティアを支える仕組みを構築する必要がある。【防災グループ、市民福祉部】

重要業績指標
○ 未指定文化財の防災設備整備状況調査：62 件（R6）→149 件（R11）【教育委員会】 ○ 災害ボランティア支援団体との連携訓練参加回数 1 回／年【防災グループ、社会福祉課】

8－3 仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価
（応急仮設住宅用地等の確保） ○ 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、応急仮設住宅用地の候補地や民間住宅の借り上げ等による仮設住宅の確保等を図る必要がある。【まちづくり課、防災グループ】 （被災者の住宅対策の推進） ○ 被災者の速やかな住宅再建等を促進するため、兵庫県住宅共済制度の加入を促進する必要がある。【防災グループ】
重要業績指標
○ 兵庫県住宅共済制度加入世帯数：2,934 世帯（R6）→ 3,500 世帯（R11）【防災グループ】

横断的分野別

①リスクコミュニケーション

脆弱性評価

(普及啓発・自主防災活動の活性化)

- 大災害では、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関は即座には現場に駆け付けられないため、消防団や地域の自主防災組織等の充実を図る必要がある。【防災グループ、消防本部】
- 大災害の発生の際、警察、消防等がすぐに十分な救出・救助活動ができない場合には、最初に災害に対応するのは、住んでいる地域のコミュニティであることから、市民一人ひとりが「自助・共助」の精神を持ち、災害に対する正しい知識を身に付け、災害に備える必要がある。【防災グループ、消防本部】
- 避難意識の向上等市民一人ひとりの自助・共助の意識を高めるため、住民に対し、防災訓練への積極的な参加を促進する必要がある。【防災グループ、消防本部】

(防災教育の実施)

- 学習指導要領に基づき、過去の災害からの教訓や地域の特性を理解し、近年多発する自然災害に備えるため、地域と連動した学校防災の取組を行う必要がある。また、主体的に判断して実践する「自助」の力、他と助け合う共生の心を育成した「共助」の力を育てる必要がある。【教育委員会】

(ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知)

- 洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップの市民への周知や防災出前講座や訓練による水害における防災教育を実施し、個人、自治会等の災害対応力の強化を図り、自助・共助力強化の支援を行う必要がある。【防災グループ】

重要業績指標

- 消防団に対する救助資器材の配備（チェーンソー等）の配備分団数：4（R6）→ 5（R11）【消防本部】
- 消防団員数：628人（R6）→ 定数700人の維持、団員数700人の維持【再掲】【消防本部】
- 自主防災組織の組織率 100%（R1）を維持【防災グループ】
- ひょうご防災リーダー講座修了者数：63人（R6）→ 80人（R11）【再掲】【防災グループ】
- 自主防災組織への訓練、研修【防災グループ】
 - 自主防災リーダー研修自治会参加率：100%維持（R11）【再掲】
 - 防災出前講座・訓練等：21件（R6）→ 40件（R11）【再掲】
- 防災教育副読本「明日に生きる」を活用して防災教育に取り組む学校の割合（小・中）100%（R1）を維持【教育委員会】

②人材育成

脆弱性評価
(地域の防災人材の育成) ○ 災害が起きたときの対応力を向上するために、地方公共団体における防災・危機管理担当部局の職員及び消防団員などが災害対策に必要な事項を体系的に習得する必要がある。【防災グループ、消防本部】 ○ 災害時に活動できる消防団員においては若年者の減少、災害対応経験者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成を図るための取組が必要である。【消防本部】 (情報収集・提供に係る人材育成) ○ 「フェニックス防災システム」等により得られた情報の効率的な利活用をより一層充実させるため、操作研修や訓練等を通じて、防災グループ兼務職員等の人材育成を推進する必要がある。【防災グループ】
重要業績指標
○ 消防職員の救助養成課程修了者数：1名（R6）→ 延べ5名（R11）【消防本部】 ○ 消防団に対する救助資器材の配備（チェーンソー等）の配備分団数：4（R6）→ 5（R11）【再掲】【消防本部】 ○ 消防団員数：628人（R6）→ 定数700人の維持、団員数700人の維持【再掲】【消防本部】 ○ 人と防災未来センター「災害対策専門研修」参加者数：延べ9名（R6）→ 延べ14名（R11）【防災グループ】

③官民連携

脆弱性評価
(災害ボランティア活動支援体制の整備) ○ 近年頻発する集中豪雨や今後懸念される大震災等、大規模災害が発生した際の復旧・復興活動にはボランティアによる活動支援が不可欠であるため、災害時には、災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう備えるとともに、災害ボランティアを支える仕組みを構築する必要がある。【防災グループ、市民福祉部】
重要業績指標
○ 災害ボランティア支援団体との連携訓練参加回数 1回／年【再掲】【防災グループ、社会福祉課】

④老朽化対策

脆弱性評価
(公共施設や社会基盤施設の老朽化対策) ○ 小野市の社会基盤施設の多くは高度経済成長期以降に建設されており、今後、老朽化の割合が増加することが課題となっているため、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、社会基盤施設の維持管理・更新を確実に実施し、計画的・効率的に老朽化対策を推進する必要がある。【地域振興部、教育委員会】 ○ 農林水産業を支えるインフラの多くは、戦後の食料増産の時代や高度経済成長期にかけて集中的に整備されており、老朽化の進行による突発的な事故の増加や施設機能の低下が懸念される。これらは、食料生産・供給等を支えるだけでなく、農山漁村における生活基盤を支える役割も果たしていることから、効率的な補修・更新に取り組む必要がある。【産業創造課】 ○ 上水道施設老朽化対策は、将来の健全な事業経営に配慮して計画的な施設更新を進めるとともに、施設点検・診断結果に基づく適切な維持補修の実施により、ライフサイクルコストの最小化を図る必要がある。【水道部】 ○ 下水道施設の老朽化対策は、将来の健全な事業経営に配慮して計画的な施設更新を進めるとともに、ストックマネジメント計画に基づき施設の点検・診断を行い適切な施設の更新を行う必要がある。【水道部】
重要業績指標
○ 老朽化対策を完了した施設数： 橋梁：26 箇所（R6）→ 66 箇所（R11）【道路河川課】 公園：0 箇所（R1）→ 6 箇所（R11）【まちづくり課】 市営住宅：23 棟（箇所）（R1）→ 37 棟（箇所）（R12）（公営住宅等ストック総合改善事業）（小野市長寿命化計画）【まちづくり課】 学校施設：1 箇所（R1）→ 4 箇所（R11）【教育総務課】 ○ 水道の耐震適合管路の延長：170.6km（R5）→ 175.6km（R10）【再掲】【水道部】 ○ 下水道管の耐震化延長：0.2km（R1）→ 2km（R10）【再掲】【水道部】

⑤播磨広域連携協議会との連携など広域応援機能の確保

脆弱性評価
○ 大規模災害時には、広域的に避難、応援要請を行うことが必要であるため、播磨広域防災連携協定に基づく広域避難、受援等を協議し、マニュアル作成、訓練等を行う必要がある。
重要業績指標
○ 播磨広域連携協議会主催の合同防災訓練への参加：年1回 → 継続実施【防災グループ】

起きてはならない最悪の事態別

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

a 住宅・建築物等の耐震化及び老朽化対策

○ 住宅・建築物等の耐震化

番号	事業箇所名	事業場所	事業概要	前期 (R7～R11)	後期 (R12～R16)	備考	所管
1	市営住宅 広渡団地	小野市広渡町	公営住宅ストック総合改善事業(耐震改修等の防災・安全に係る事業) 計画39戸(中層耐火4階、S47建築) 概算事業費 144,000千円	●	●		まちづくり課
2	民間住宅(戸建・共同住宅)	小野市内	住宅・建築物安全ストック形成事業 民間住宅の耐震化等助成 総事業費7.5億円	●	●		まちづくり課
3	民間の多数利用建築物	小野市内	住宅・建築物安全ストック形成事業 建築物(住宅を除く)の耐震診断・耐震改修 総事業費10億円	●	●		まちづくり課
4	市街地再開発事業	小野市本町外	約17ha 総事業費17億円	●	●		まちづくり課

○ 保育施設の老朽化対策

番号	事業箇所名	事業場所	事業概要	前期 (R7～R11)	後期 (R12～R16)	備考	所管
1	社会福祉法人中央保育所 中央こども園	小野市新部町916-1	建物延床面積930.43㎡ 定員89名		●		子育て支援課
2	社会福祉法人粟生福祉会 粟生こども園	小野市粟生町2951-1	建物延床面積817.65㎡ 定員105名		●		子育て支援課
3	社会福祉法人 みやま保育園	小野市中谷町200-2	建物延床面積554.85㎡ 定員40名		●		子育て支援課
4	社会福祉法人 下東条中央保育園	小野市小田町1687-1	建物延床面積729.86㎡ 定員80名	●	●		子育て支援課
5	社会福祉法人 下東条西保育所	小野市住吉町16-4	建物延床面積673.90㎡ 定員110名	●	●		子育て支援課
6	社会福祉法人 小野ひまわりこども園	小野市広渡町66	建物延床面積776.80㎡ 定員89名	●			子育て支援課
7	社会福祉法人敷地王子福祉会 白百合こども園	小野市敷地町1501-7	建物延床面積928.80㎡ 定員155名		●		子育て支援課
8	社会福祉法人北辰福祉会 北辰こども園	小野市高田町1828-1	建物延床面積880.28㎡ 定員119名		●		子育て支援課
9	社会福祉法人 育ヶ丘保育園	小野市育ヶ丘町1481-100	建物延床面積754.69㎡ 定員90名	●			子育て支援課
10	社会福祉法人 光明保育所	小野市神明町298	建物延床面積811.75㎡ 定員120名	●	●		子育て支援課
11	社会福祉法人 小野こども園	小野市黒川町478-4	建物延床面積1,000.92㎡ 定員210名	●			子育て支援課
12	社会福祉法人きすみの福祉会 来住保育所	小野市来住町1361-1	建物延床面積1,153.74㎡ 定員160名	●	●		子育て支援課

○ 学校施設の耐震化

番号	事業箇所名	事業場所	事業概要	前期 (R7～R11)	後期 (R12～R16)	備考	所管
1	わか松幼稚園	小野市西本町497-1	校舎(管理棟、教室棟)、遊戯棟	●		統合再編による 新幼稚園設立	教育総務課
2	小野東幼稚園	小野市黒川町474-1	校舎(管理棟、教室棟)、遊戯棟	●		統合再編による 新幼稚園設立	教育総務課

b 交通施設の耐震化等

○ 橋梁の耐震化及び長寿命化対策

番号	事業箇所名	事業場所	事業概要	前期 (R7～R11)	後期 (R12～R16)	備考	所管
1	市道1429号線 〔天神跨道橋(R1429)〕	小野市天神町	橋梁補修・国道175号 L=37.9m	●		老朽化・地震対策	道路河川課
2	市道4327号線 〔定谷橋〕	小野市榑町	橋梁補修・工業団地内 L=18.1m	●		老朽化・地震対策	道路河川課
3	市道1725号線 〔天神跨道橋(R1725)〕	小野市天神町	橋梁補修・国道175号 L=40.5m	●		老朽化・地震対策	道路河川課
4	市道1423号線 〔二葉跨道橋〕	小野市二葉町	橋梁補修・国道175号 L=61.4m	●		老朽化・地震対策	道路河川課
5	道路橋定期点検(265橋)	小野市内	橋梁点検業務委託	●		老朽化・地震対策	道路河川課
6	市道5002号線 〔権現池下橋梁〕	小野市王子町	橋梁補修 L=10.1m	●		老朽化・地震対策	道路河川課
7	市道4102号線 〔東橋〕	小野市大島町	橋梁補修 L=35.1m	●		老朽化・地震対策	道路河川課
8	市道117号線 〔千歳橋〕	小野市船木町	橋梁補修 L=67.1m	●		老朽化・地震対策	道路河川課
9	市道4328号線 〔榑大橋〕	小野市榑町	橋梁補修 L=145.0m	●		老朽化・地震対策	道路河川課
10	市道209号線 〔久保木橋〕	小野市久保木町	橋梁補修 L=104.9m	●		老朽化・地震対策	道路河川課
11	市道3202号線 〔七郷橋〕	小野市粟生町	橋梁補修 L=129.2m	●		老朽化・地震対策	道路河川課
12	市道122号線 〔遊舟橋〕	小野市山田町	橋梁補修 L=9.5m	●		老朽化・地震対策	道路河川課
13	市道4461号線 〔宵ヶ丘人道橋〕	小野市宵ヶ丘町	橋梁補修、国道175号 L=59.7m	●		老朽化・地震対策	道路河川課

c 危険空家の除却

d 学校施設の耐震化

1－2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

a 多くの利用者がある建築物の耐震化

b 多くの利用者がある建築物の防火安全対策

c 密集市街地の改善

○ 市街地の再整備

番号	事業箇所名	事業場所	事業概要	前期 (R7～R11)	後期 (R12～R16)	備考	所管
1	市街地再開発事業	小野市本町外	約17ha 総事業費17億円	●	●		まちづくり課

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

a 総合的な治水対策

○ 総合的な治水対策

番号	事業箇所名	事業場所	事業概要	前期 (R7～R11)	後期 (R12～R16)	備考	所管
1	(市)島谷川 〔日吉町工区〕	小野市日吉町	河川改修 L=200m 積みブロック、浚渫	●		緊急自然災害防 止対策事業債	道路河川課
2	第3排水区整備工事	小野市中町外	U1,600×1,600 L=280m	●			水道部

b 減災のためのソフト対策

1-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生

a 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化

b 土砂災害減災のためのソフト対策

c ため池対策

○ ため池対策

番号	事業箇所名	事業場所	事業概要	前期 (R7～R11)	後期 (R12～R16)	備考	所管
1	八ヶ池	小野市河合中町	堤体859m	●		地震対策	産業創造課
2	下鹿野谷池	小野市敷地町	堤体195m	●		地震対策	産業創造課
3	風呂ヶ谷池	小野市久保木町	堤体145m	●		地震対策	産業創造課
4	壱谷池3号	小野市小田町	堤体64m	●		豪雨対策	産業創造課
5	女池	小野市来住町	堤体160m	●		地震対策	産業創造課
6	大亀谷池	小野市榑町	堤体35m	●		豪雨対策(廃止)	産業創造課
7	大池	小野市王子町	堤体281m	●		地震対策	産業創造課
8	境田池	小野市西脇町	堤体65m	●		豪雨対策(廃止)	産業創造課
9	奥タバ池	小野市曾根町	堤体52m	●		豪雨対策(廃止)	産業創造課

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

a 食料、飲料水の供給体制の確保

b 上水道施設の耐震化等

○ 水源地の整備

番号	事業箇所名	事業場所	事業概要	前期 (R7～R11)	後期 (R12～R16)	備考	所管
1	市場第1(取水井)水源地内	小野市市場町1229	取水ポンプ(1台)、制御盤	●			水道部
2	市場第2(取水井)フロン屋横	小野市市場町1317-2	取水ポンプ(1台)、制御盤	●			水道部
3	市場第3(取水井)交差点部	小野市市場町1334-2	取水ポンプ(1台)、制御盤	●			水道部
4	河合第1(取水井) 加古川右岸堤防横	小野市新部町274-157	取水ポンプ(1台)、制御盤 建屋改修工事	●			水道部
5	河合第2(取水井)	小野市昭和町992	取水ポンプ(1台)、制御盤 建屋改修工事	●			水道部

○ 浄水場の整備

番号	事業箇所名	事業場所	事業概要	前期 (R7～R11)	後期 (R12～R16)	備考	所管
1	船木浄水場	小野市船木町254-1	中央監視装置の更新、機能強化、遮水壁等の設置	●			水道部

○ 配水池の整備

番号	事業箇所名	事業場所	事業概要	前期 (R7～R11)	後期 (R12～R16)	備考	所管
1	礪配水池(3,300m ³)1号池	小野市山田町1450-13	耐震補強	●	●		水道部
2	日吉町配水池	小野市日吉町578-10	耐震補強	●			水道部
3	礪配水池(2,000m ³)2号池	小野市山田町1450-13	増設	●	●		水道部
4	育ヶ丘配水池	小野市池尻町634-1	撤去	●	●		水道部

○ 緊急遮断弁、減圧弁の整備

番号	事業箇所名	事業場所	事業概要	前期 (R7～R11)	後期 (R12～R16)	備考	所管
1	大池公園貯水槽	小野市王子町	整備点検	●	●		水道部
2	上新町防災公園貯水槽	小野市上新町	整備点検	●	●		水道部
3	焼山配水池1号池(遮断弁)	小野市二葉町	整備点検	●	●		水道部
4	万勝寺第二配水池(遮断弁)	小野市万勝寺町	整備点検	●	●		水道部
5	新庁舎貯水槽	小野市中島町	整備点検	●	●		水道部
6	市内13基設置	小野市内	整備点検	●	●		水道部
7	中谷減圧弁	小野市中谷町1409-15	中谷調整池廃止に伴う新設 機械工事、電気計装工事		●		水道部

○ 増圧・送水ポンプの整備

番号	事業箇所名	事業場所	事業概要	前期 (R7～R11)	後期 (R12～R16)	備考	所管
1	焼山増圧ポンプ	小野市天神町80-718	機械工事、電気計装工事	●			水道部
2	西山増圧ポンプ	小野市復井町485-2	機械工事、電気計装工事	●			水道部
3	万勝寺増圧ポンプ	小野市菅田町730-169	機械工事、電気計装工事	●			水道部
4	中谷増圧ポンプ	小野市中谷町638-70	機械工事、電気計装工事	●			水道部
5	小田増圧ポンプ	小野市小田町1910-459	機械工事、電気計装工事	●			水道部
6	阿形増圧ポンプ	小野市阿形町939-5	阿形配水池廃止に伴う新設 機械工事、電気計装工事		●		水道部

○ 管の更新及び新設

番号	事業箇所名	事業場所	事業概要	前期 (R7～R11)	後期 (R12～R16)	備考	所管
1	配水管の更新(育ヶ丘町)	小野市育ヶ丘町	管の更設 L=2.0km	●			水道部
2	重要給配水管の更新(北丘町 交差点～旭丘中学校)	小野市浄谷町外	管の更新 L=1.6km	●	●		水道部
3	重要給配水管の更新(はなみ ずき街道手前～小野東小学 校)	小野市黒川町外	管の更新 L=0.8km		●		水道部
4	重要給配水管の更新(船木町 交差点～コミュニティセンター下 東条)	小野市船木町	管の更新 L=1.3km		●		水道部
5	重要給配水管の更新(船木町 交差点～下東条小学校)	小野市小田町外	管の更新 L=1.2km		●		水道部
6	重要給配水管の更新(焼山配 水池～市場小学校)	小野市市場町外	管の更新 L=2.5km		●		水道部
7	重要給配水管の更新(河合浄 水場～小野特別支援学校)	小野市昭和町	管の更新 L=0.6km	●			水道部
8	重要給配水管の更新(夢の森 公園南交差点～河合中学校)	小野市三和町外	管の更新 L=1.7km	●			水道部
9	重要給配水管の更新(黒川コイ ンランドリー～小野小学校)	小野市西本町外	管の更新 L=2.5km	●	●		水道部
10	重要給配水管の更新(蜻蛉会 館前交差点～小野高等学校)	小野市西本町	管の更新 L=0.1km	●	●		水道部
11	重要給配水管の更新(かまど や前交差点～上新防災ふれあ い広場)	小野市王子町	管の更新 L=0.5km		●		水道部
12	重要給配水管の更新(小野高 等学校～小野工業高等学校)	小野市片山町	管の更新 L=0.6km		●		水道部
13	重要給配水管の更新(浄谷新 池公園～ひまわりの丘公園・児 童館チャイコム)	小野市浄谷町外	管の更新 L=0.5km		●		水道部
14	重要給配水管の更新(大島町 交差点～小野南中学校)	小野市大島町	管の更新 L=1.8km		●		水道部
15	重要給配水管の更新(大島町 交差点～来住小学校)	小野市下来住町	管の更新 L=1.7km		●		水道部
16	重要給配水管の更新(来住小 学校～コミュニティセンターきず みの)	小野市下来住町	管の更新 L=0.4km		●		水道部
17	重要給配水管の更新(ハメ塚 交差点～コミュニティセンターお おべ)	小野市敷地町	管の更新 L=0.6km		●		水道部
18	重要給配水管の更新(コミュニ ティセンターおおべ～大部小学 校)	小野市敷地町	管の更新 L=1.0km		●		水道部
19	重要給配水管の更新(河合中 学校～河合小学校・コミュニテ ィセンターかわい)	小野市新部町外	管の更新 L=0.8km		●		水道部
20	重要給配水管の更新(県道小 野藍本線～中番小学校)	小野市中番町	管の更新 L=0.1km		●		水道部
21	重要給配水管の更新(粟田橋 ～おお陶遊館アルテ)	小野市粟生町	管の更新 L=1.0km		●		水道部
22	耐震管整備	市内一円	管の更新	●	●		水道部

c 輸送路の確保: 道路交通機能の強化

○ 基幹道路の整備

番号	事業箇所名	事業場所	事業概要	前期 (R7～R11)	後期 (R12～R16)	備考	所管
1	市道新都市南北線 (第2工区)	小野市山田町	新設市道 L=1,120m(2車線)	●		アクセス	道路河川課
2	市道新都市中央線	小野市市場町	現道拡幅 L=220m 総事業費 77百万円	●			道路河川課
3	市道4220号線	小野市榎山町	道路整備 L=250m 総事業費 355百万円	●			道路河川課

○ 防災道路の整備・強化

番号	事業箇所名	事業場所	事業概要	前期 (R7～R11)	後期 (R12～R16)	備考	所管
1	市道107号線 (片山高田線 片山工区)	小野市片山町字愛宕ノ下 ～王子町字小山ノ下	現道拡幅、踏切拡幅 L=1,440m(2車線) 総事業費 800百万円	●		交通安全対策	道路河川課
2	市道4309号線	小野市池尻町	現道拡幅、踏切拡幅 L=120m(1車線) 総事業費 253百万円	●		交通安全対策	道路河川課
3	市道127号線	小野市栗生町	現道拡幅(交差点改良) L=35m(2車線) 総事業費 50百万円	●		交通安全対策	道路河川課
4	市道4325号線	小野市育ヶ丘町	歩道拡幅 L=600m 総事業費 100百万円	●		交通安全対策	道路河川課
5	市道108号線	小野市万勝寺町	舗装修繕工事 L=1360m 総事業費 105百万円	●			道路河川課
6	市道4329号線	小野市匠台	舗装修繕工事 L=740m 総事業費 26百万円	●			道路河川課
7	市道4327号線	小野市匠台	舗装修繕工事 L=680m 総事業費 52百万円	●			道路河川課
8	市道2127号線	小野市高田町～新部町	舗装修繕工事 L=600m 総事業費 59百万円	●			道路河川課
9	市道6305号線	小野市小田町	舗装修繕工事 L=380m 総事業費 30百万円	●			道路河川課
10	市道122号線	小野市榎山町～櫛町	舗装修繕工事 L=2,450m 総事業費 200百万円	●			道路河川課
11	市内通学路安全対策	小野市内	通学路点検に基づく安全対策 総事業費 70百万円	●		交通安全対策	道路河川課
12	道路付属物点検	小野市内	道路付属物点検業務委託 N=1,020基 総事業費 60百万円	●			道路河川課

○ 橋梁の耐震化: 1-1 bの掲載箇所と同じ

d 各家庭、自治会等における食料・燃料備蓄量の確保

2-2 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

a 消防の災害対応力強化等

b 消防団詰所の耐震化

c 地域の防災組織の活性化、人材育成

d 防災関係機関との連携強化・訓練

2-3 医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災による医療機能の麻痺

a 救急・医療体制の充実

2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

a 疫病・感染症対策に係る体制の構築

b 下水道施設の耐震化・耐水化

○ 下水道施設の機能確保

番号	事業箇所名	事業場所	事業概要	前期 (R7～R11)	後期 (R12～R16)	備考	所管
1	下水道管の耐震化	小野市内	耐震診断 耐震化工事(管更生(ライニング工法等))	●	●		水道部
2	生活排水処理の統合 長尾日吉地区	小野市長尾町外	圧送ポンプ 圧送管 L=1.5km 浸水対策工 一式	●			水道部
3	生活排水処理の統合 下東条西地区	小野市住吉町外	圧送ポンプ 圧送管 L=4.4km 浸水対策工 一式	●			水道部
4	生活排水処理の統合 下東条中地区	小野市小田町外	圧送ポンプ 圧送管 L=2.6km 浸水対策工 一式	●			水道部
5	生活排水処理の統合 ひまわりタウン	小野市小田町	圧送ポンプ 圧送管 L=0.2km 浸水対策工 一式	●			水道部
6	生活排水処理の統合 船木地区	小野市船木町	圧送ポンプ 圧送管 L=1.0km 浸水対策工 一式	●	●		水道部
7	生活排水処理の統合 中谷池田地区	小野市中谷町外	圧送ポンプ 圧送管 L=0.7km 浸水対策工 一式	●	●		水道部
8	下水道管の長寿命化	小野市内	污水管点検調査・修繕 L=294km	●	●		水道部
9	下水道管の長寿命化	小野市内	マンホールポンプ場点検・修繕 N=95箇所	●	●		水道部

2-5 劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生

a 避難所の機能強化・健康管理体制の確立

b 大規模避難施設の耐震化及び老朽化対策

○ 学校施設の耐震化 1-1aの掲載箇所と同じ

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- a 業務継続体制の強化
- b 防災拠点施設等の機能維持

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- a 情報通信手段の確保
- b 電力供給の維持に係る燃料等の確保

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- a 情報提供手段の確保

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- a 県、警察等の情報の迅速な伝達と共有
- b 情報収集・提供に係る人材育成
- c 避難行動要支援者の避難支援体制の構築

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

- a 水資源の有効利用等の推進
 - b 上水道用水供給施設の耐震化等
- 上水道施設等の耐震化等：2-1 b の掲載箇所と同じ

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6－1 上水道等の長期間にわたる供給停止

a 上水道用水供給施設の耐震化等

○ 上水道施設等の耐震化等：2－1 bの掲載箇所と同じ

b 広域的な応援体制の整備

6－2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

a 下水道施設の耐震化、耐水化対策

○ 下水道施設の耐震化：2－4 bの掲載箇所と同じ

b 農業集落排水施設の老朽化、耐水化対策

c 浄化槽の老朽化対策

6－3 地域交通網等の交通インフラの長期間にわたる機能停止

a 道路交通機能の強化

○ 基幹道路の整備：2－1 cの掲載箇所と同じ

○ 防災道路の整備・強化：2－1 cの掲載箇所と同じ

○ 橋梁の耐震化：1－1 bの掲載箇所と同じ

○ 総合的な治水対策：1－3 aの掲載箇所と同じ

6－4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

a 水資源の有効利用等の推進

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 密集市街地における火災被害の拡大

a 消防の災害対応力強化

b 密集市街地の改善

- 市街地の再整備: 1-2 cの掲載箇所と同じ

c 道路交通機能の強化

- 基幹道路の整備: 2-1 cの掲載箇所と同じ
- 防災道路の整備・強化: 2-1 cの掲載箇所と同じ
- 橋梁の耐震化: 1-1 bの掲載箇所と同じ
- 総合的な治水対策: 1-3 aの掲載箇所と同じ

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

a 住宅・建築物の耐震化

- 住宅・建築物の耐震化

番号	事業箇所名	事業場所	事業概要	前期 (R7～R11)	後期 (R12～R16)	備考	所管
1	民間住宅（戸建・共同住宅）	小野市内	住宅・建築物安全ストック形成事業 民間住宅の耐震化等助成 総事業費7.5億円	●	●		まちづくり課
2	民間の多数利用建築物	小野市内	住宅・建築物安全ストック形成事業 建築物（住宅を除く）の耐震診断・耐震改修 総事業費10億円	●	●		まちづくり課
3	市街地再開発事業	小野市本町外	約17ha 総事業費17億円	●	●		まちづくり課

7-3 ため池の決壊による浸水被害拡大

a ため池等の整備

- ため池対策: 1-4 cの掲載箇所と同じ

b 計画的な定期点検と適切な日常管理の推進

c 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化

d 山地防災・土砂災害対策

7-4 農地・森林・公園施設等の被害による市域の荒廃

a 農地・農業水利施設等の保全管理

- 鳥獣による被害対策

番号	事業箇所名	事業場所	事業概要	前期 (R7～R11)	後期 (R12～R16)	備考	所管
1	捕獲専門家チームによる有害捕獲	小野市内全域	県が捕獲専門家チームを編成し、市町からの要請による代行捕獲	●	●		産業創造課
2	鳥獣被害防止総合対策事業	小野市内全域	市町が作成する被害防止計画に基づく個体数調整、被害防除等の取組	●	●		産業創造課

b 災害に強い森づくりの推進

c 適切な公園施設の整備・長寿命化対策

○ 公園施設の整備・老朽化対策

番号	事業箇所名	事業場所	事業概要	前期 (R7～R11)	後期 (R12～R16)	備考	所管
1	MIZBE(ミズベ)ステーション	小野市高田町	園路、便所、管理事務所、防災倉庫等の新設	●			まちづくり課 道路河川課
2	(仮称)小野希望の丘防災公園	小野市浄谷町外	園路、便所、屋外スポーツ施設等の改築及び新設、支援物資集積場、芝生広場の新設	●	●		まちづくり課 スポーツ振興課
3	大池総合公園	小野市王子町	園路、便所、屋内外スポーツ施設棟等の改築更新等	●			まちづくり課
4	匠台公園	小野市匠台	園路、便所、屋内外スポーツ施設棟等の改築更新等	●			まちづくり課
5	ひまわりの丘公園	小野市浄谷町	園路、便所、管理事務所、遊具等の改築更新等	●			まちづくり課
6	櫛公園	小野市匠台	園路、便所、屋外スポーツ施設等の改築更新等	●			まちづくり課
7	小野ハヶ池自然公園	小野市河合中町	園路、便所、管理事務所、屋内スポーツ施設、遊具等の改築更新等	●			まちづくり課
8	夢の森公園	小野市昭和町	園路、便所、展望台等の改築更新等	●			まちづくり課
9	河合運動広場	小野市河合中町	屋外スポーツ施設等の改築更新等	●	●		スポーツ振興課

d 適切な市営住宅の整備・長寿命化対策

○ 市営住宅の整備・老朽化対策

番号	事業箇所名	事業場所	事業概要	前期 (R7～R11)	後期 (R12～R16)	備考	所管
1	市営住宅 新田団地	小野市中町	公営住宅等ストック総合改善事業 エレベーター改修工事、設計業務委託 事業費73,000千円	●			まちづくり課
2	市営住宅 丸山団地	小野市丸山町	公営住宅等ストック総合改善事業 受水槽電動バルブ更新工事 3,500千円	●			まちづくり課
3	市営住宅 中町団地	小野市中町	公営住宅等ストック総合改善事業 受水槽電動バルブ更新工事 事業費3,500千円	●			まちづくり課
4	市営住宅 広渡団地	小野市広渡町	公営住宅等ストック総合改善事業 耐震診断委託、耐震補強計画 事業費24,000千円	●	●		まちづくり課
5	市営住宅 広渡団地	小野市広渡町	公営住宅等ストック総合改善事業 耐震改修工事、工事監理業務委託 事業費120,000千円	●	●		まちづくり課
6	市営住宅 広渡団地	小野市広渡町	公営住宅等ストック総合改善事業 屋上防水・外壁塗装改修 事業費58,000千円	●	●		まちづくり課
7	市営住宅 浄谷団地	小野市浄谷町	公営住宅等ストック総合改善事業 屋根防水・外壁塗装改修		●		まちづくり課
8	市営住宅 昭和団地	小野市三和町	公営住宅等ストック総合改善事業 屋根防水・外壁塗装改修		●		まちづくり課

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

a 災害廃棄物処理

○ 住宅・建築物の耐震化

番号	事業箇所名	事業場所	事業概要	前期 (R7～R11)	後期 (R12～R16)	備考	所管
1	新ごみ処理施設	小野市浄谷町	新ごみ処理施設の整備	●	●		環境政策グループ(小野加東加西環境施設事務組合)

8-2 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の

衰退・損失

a 文化財等の耐災害性の向上

b 災害ボランティア活動支援体制の整備

8-3 仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

a 応急仮設住宅用地等の確保

b 被災者の住宅対策の推進

横断的分野別

1 リスクコミュニケーション

- a 普及啓発・自主防災活動の活性化
- b 防災教育の実施
- c ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知

2 人材育成

- a 地域の防災人材の育成
- b 情報収集・提供に係る人材育成

3 官民連携

- a 災害ボランティア活動支援体制の整備

4 老朽化対策

- a 公共施設や社会基盤施設の老朽化対策

- 水道施設等の耐震化等：2－1 bの掲載箇所と同じ
- 市営住宅の整備・老朽化対策：7－4 dの掲載箇所と同じ
- 学校施設の長寿命化

番号	事業箇所名	事業場所	事業概要	前期 (R7～R11)	後期 (R12～R16)	備考	所管
1	旭丘中学校	小野市古川町940-1	校舎（管理棟、普通教室棟、特別教室棟）、屋内運動場、格技場	●		校舎長寿命化完了。屋内運動場改築。	教育総務課
2	河合中学校	小野市三和町983-2	校舎（管理棟、普通教室棟、特別教室棟、昇降口）、屋内運動場、格技場	●		校舎、屋内運動場の順に取り組む。	教育総務課
3	大部小学校	小野市敷地町866	校舎（教室棟、給食室）、屋内運動場	●		校舎、屋内運動場の順に取り組む。	教育総務課
4	小野中学校	小野市本町612	校舎（特別教室棟）、格技場		●	校舎、格技場の順に組む。	教育総務課
5	市場小学校	小野市市場町816	校舎（管理・教室棟、特別教室棟、下足室棟）		●		教育総務課
6	特別支援学校	小野市昭和町458-1	校舎（管理棟、普通教室棟、特別教室棟、廊下棟、訓練室）	●	●		教育総務課
7	小野小学校	小野市西本町477	校舎（管理棟、普通教室棟、特別教室棟）、屋内運動場		●	校舎、屋内運動場の順に取り組む。	教育総務課
8	来住小学校	小野市下来住町1239	屋内運動場		●		教育総務課
9	河合小学校	小野市新部町904	屋内運動場		●	大規模改修	教育総務課
10	来住小学校	小野市下来住町1239	校舎（管理・普通教室棟、特別教室棟）		●	大規模改修	教育総務課
11	特別支援学校	小野市昭和町458-1	給食室、屋内運動場		●	大規模改修	教育総務課

○ 社会教育施設の長寿命化

番号	事業箇所名	事業場所	事業概要	前期 (R7～R11)	後期 (R12～R16)	備考	所管
1	コミュニティセンターかわい	小野市新部町907	コミュニティセンターの維持修繕	●	●		いきいき社会創造課
2	コミュニティセンターきすみの	小野市下来住町71-3	コミュニティセンターの維持修繕	●	●		いきいき社会創造課
3	コミュニティセンターいちば	小野市市場町53	コミュニティセンターの維持修繕	●	●		いきいき社会創造課
4	コミュニティセンターおおべ	小野市敷地町1570-1	コミュニティセンターの維持修繕	●	●		いきいき社会創造課
5	コミュニティセンター下東条市民研修センター	小野市福住町247-5	コミュニティセンター等の維持修繕	●	●		いきいき社会創造課

○ 体育館施設の長寿命化

番号	事業箇所名	事業場所	事業概要	前期 (R7～R11)	後期 (R12～R16)	備考	所管
1	小野市総合体育館(アルゴ)	小野市王子町917-1	体育館の維持修繕	●	●	長期修繕計画	スポーツ振興課
2	小野市匠台公園体育館(おのアクト)	小野市匠台77	体育館の維持修繕	●	●		スポーツ振興課
3	下東条体育館	小野市福住町247-5	体育館の維持修繕	●	●		いきいき社会創造課

○ 公園施設の老朽化対策

番号	事業箇所名	事業場所	事業概要	前期 (R7～R11)	後期 (R12～R16)	備考	所管
1	大池総合公園	小野市王子町	園路、便所、屋内外スポーツ施設棟等の改築更新等	●			まちづくり課
2	匠台公園	小野市匠台	園路、便所、屋内外スポーツ施設棟等の改築更新等	●			まちづくり課
3	ひまわりの丘公園	小野市浄谷町	園路、便所、管理事務所、遊具等の改築更新等	●			まちづくり課
4	榊公園	小野市匠台	園路、便所、屋外スポーツ施設等の改築更新等	●			まちづくり課
5	小野ハヶ池自然公園	小野市河合中町	園路、便所、管理事務所、屋内スポーツ施設、遊具等の改築更新等	●			まちづくり課
6	夢の森公園	小野市昭和町	園路、便所、展望台等の改築更新等	●			まちづくり課
7	河合運動広場	小野市河合中町	屋外スポーツ施設等の改築更新等	●	●		スポーツ振興課

5 播磨広域連携協議会との連携など広域応援機能の確保

- a 広域応援・受援体制の整備
- b 訓練の実施